

第3章 風水害応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 情報の収集伝達、災害警戒
- 第3節 災害広報
- 第4節 応援要請
- 第5節 災害救助法の適用
- 第6節 避難対策
- 第7節 救助・救急・消防活動
- 第8節 医療救護活動
- 第9節 要配慮者対策
- 第10節 交通・輸送対策
- 第11節 生活救援活動
- 第12節 住宅対策
- 第13節 防疫・清掃活動
- 第14節 遺体の処理・埋葬
- 第15節 文教対策
- 第16節 公共施設等の応急対策
- 第17節 災害警備
- 第18節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

本章は、風水害時に市及び防災関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

第1節 応急活動体制

項 目
第1 職員の動員配備
第2 警戒活動
第3 災害対策本部の設置
第4 災害対策本部の運営

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部等を設置し、関係機関との緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることをふまえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、市及び関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、災害対策本部行動マニュアルの配備基準による。

■ 配備基準【風水害】

配備区分	配備基準	活動内容	配備要員
警戒配備 (警戒本部)	<ul style="list-style-type: none"> ●宗像市に、大雨、洪水、暴風(海上除く)、高潮等の警報が発表されたとき ●その他危機管理担当部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の収集・伝達、警戒 ・連絡調整 	警戒配備要員 (災害時職員行動マニュアルによる)
第1 配備 (警戒本部) 又は (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ●宗像市に、大雨、洪水、暴風(海上除く)、高潮等の警報が発表され、被害の発生が予想されるとき、あるいは一部に被害が発生したとき ●その他本部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の収集・伝達、警戒 ・河川水位の警戒 ・連絡調整 ・応急対策活動 	第1 配備要員 (災害時職員行動マニュアルによる) <ul style="list-style-type: none"> ・その他各部必要人員 (避難所担当職員は各避難所へ) ※消防団 ※宗像地区事務組合(上水道)

配備区分	配備基準	活動内容	配備要員
第2配備 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ●宗像市に、大雨、洪水、暴風(海上除く)、高潮等の警報が発表され、被害発生の可能性が高くなったとき、あるいは市内の数箇所て被害が発生したとき ●その他本部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の収集・伝達、警戒 ・河川水位の警戒 ・連絡調整 ・市内の警戒巡視 ・被害情報の収集、把握 ・応急対策活動 	<p>第2配備要員 (災害時職員行動マニュアルによる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他各部必要人員 <p>(避難所担当職員は各避難所へ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※消防団 ※宗像地区事務組合(上水道)
第3配備 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ●市内で多数の被害が発生するおそれがあるとき、あるいは発生したとき ●その他本部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策活動全般 	<p>第3配備要員 (災害時職員行動マニュアルによる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部の半数以上の職員 <p>(避難所担当職員は各避難所へ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※消防団 ※宗像地区事務組合(上水道)
第4配備 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の全域に被害が発生するおそれがあるとき、あるいは発生したとき ●その他本部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策活動全般 	<p>第4配備要員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員全員 <ul style="list-style-type: none"> ※消防団 ※宗像地区事務組合(上水道)

- ※1 上記配備基準による配備要員は、必要に応じて増減し、また、部内及び部間で応援態勢をとるものとする。
- ※2 市職員は、マスコミ報道、市緊急情報伝達システム、県防災メールまもるくん等から気象情報等を入手するとともに、可能な限り自宅で待機する。
- ※3 大島診療所職員は、健康福祉班の指揮下に入る。ただし、被災状況によっては、統括部の指示により、大島・地島全般の応急対応を支援する。
- ※4 各配備で参集する職員を各課等であらかじめ決めておく。
- ※5 各部主管課長は、各部長をサポートする。
- ※6 夜間・休日に災害情報等が入った場合、警備員の連絡により、必要に応じて危機管理課員が参集する。

2 配備体制の決定

統括部(危機管理課)は、災害情報を収集し、その状況及び必要な対策を市長に報告する。
市長は、報告に基づいて配備体制を決定し、動員を指示する。

3 参集指示

統括部(危機管理課)は、非常配備体制の決定がなされた場合は、配備要員への参集指示を行う。
参集指示の連絡は、以下に示す複数の手段により、すみやかに行う。

勤務時間内	○ 市緊急情報伝達システム、庁内放送、電話など
勤務時間外	○ 市緊急情報伝達システム、電話など

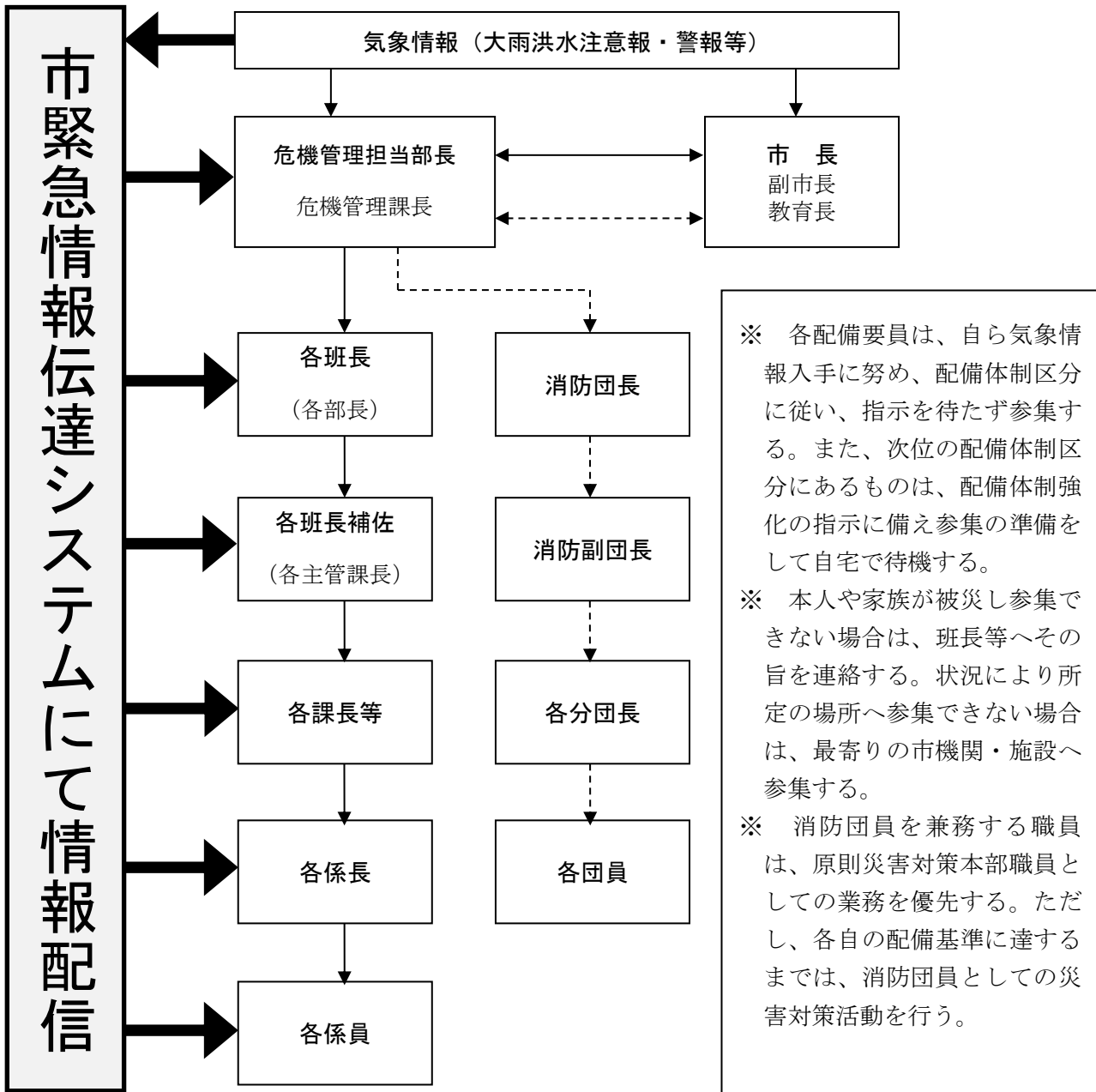
4 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

災害対策本部の設置が決定されたときは、勤務時間内・外を問わず、市緊急情報伝達システム及び災害時における緊急電話連絡網により、本部員及び配備要員を動員する(勤務時間内は、庁内放送も活用)。

なお、勤務時間外(夜間、休日も含む)において、前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、当該職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■職員動員指令の連絡系統



5 参集場所

各職員は、勤務時間内・外ともに、各自の所属先に参集する。

なお、災害現場等に直行する指示を受けた場合は、この限りでない。

また、避難所担当職員は、避難所開設の指示を受けた場合、直ちに該当する避難所に参集する。

6 参集の報告

参集した職員は、直ちに参集報告を行い、各班（各部）でとり集めた後、総務対策班に報告する。

※ 資料編 7-1 参集記録票

第2 警戒活動

1 警戒活動

災害対策本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、警戒配備要員を配備する。

■警戒活動の基準

- 宗像市に、大雨、洪水、暴風（陸上）、高潮等の警報が発表されたとき
- 台風の進路にあるが時間的余裕がある場合等で、危機管理担当部長が必要と認めるとき

2 活動体制、活動内容

風水害等警戒体制として、警戒配備要員は、次の警戒活動を行う。

■活動内容

- 気象情報等の収集伝達
- 水害、土砂災害等に関する情報収集

第3 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて配備要員を招集する。

また、関係機関には、必要に応じて連絡員の派遣を要請する。

※ 資料編 4-4 宗像市災害対策本部条例

■災害対策本部の設置基準

- 宗像市に大雨、洪水、暴風（陸上）、高潮等の警報が発表され被害が予想されるとき
- 台風の進路にあり被害が予想される場合で、市長が必要と認めるとき
- その他、市長が必要と認めたとき

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、本庁舎3階第2委員会室に設置する。
- 市民からの電話対応は危機管理課執務室又は304会議室において総務対策班が行う。
- 市庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長（市長）の判断により、次のいずれかの施設に本部室を確保する。

第1順位：宗像ユリックス 第2順位：メイトム宗像（市民活動交流館）

2 現地災害対策本部

現地災害対策本部に関しては、次のとおりとする。

■現地災害対策本部の概要

- 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を設置する。
- 現地災害対策本部の責任者は、副本部長（副市長）とする。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

3 災害対策本部の廃止

本部長（市長）は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

統括部（危機管理課）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、関係機関、各コミュニティ運営協議会や職員に通知する。

■通知先と伝達手段

<p><通信先></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各コミュニティ運営協議会 ② 庁内及び出先の職員 ③ 福岡県防災企画課 ④ 福岡県北九州市土整備事務所 宗像支所 ⑤ 宗像地区消防本部 ⑥ 宗像警察署 	<p><伝達手段></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市緊急情報伝達システム ○ 一般加入電話、ファクシミリ ○ 災害時優先電話 ○ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム ○ 防災行政無線、消防無線 ○ 庁内LAN ○ 衛星携帯電話
---	---

第4 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長（市長）が行う。

市長が不在又は連絡困難な場合は、以下の順位により、本部長（市長）に代わり意思決定をすみやかに行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は事後すみやかに本部長（市長）にこれを報告し、その承認を得る。

■代行順位

第1順位：副市長 第2順位：危機管理担当部長 第3順位：危機管理課長

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、次のとおりである。

各班員は、所属する組織とその役割を把握し、各種のマニュアルを確認しつつ、安全かつ迅速に行動を開始する。

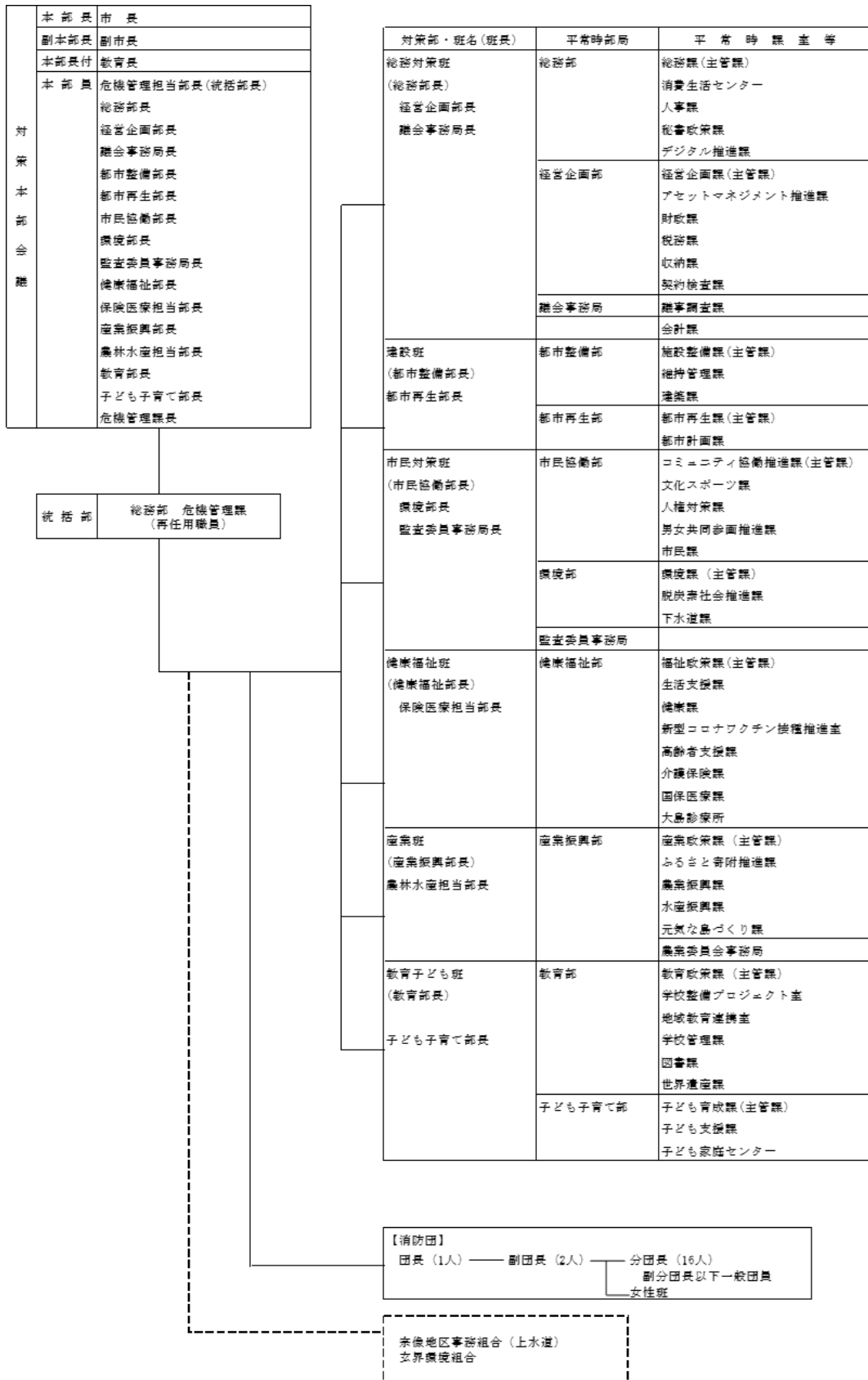
なお、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図る。

■組織、役割

本部長	市長	○ 災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長	○ 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部長付	教育長	○ 本部長と連携し、市の応急対策活動に協力する。
本部員 (班長)	各部長、課長等の中から本部長が定める。	○ 本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 ○ 本部長の命を受け、班の事務を処理する。
班員	本部長が定める。	○ 上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

なお、災害対策本部組織の詳細は、次の「■宗像市災害対策本部の組織構成図」に示す。

■宗像市災害対策本部の組織構成図（令和5年4月1日現在）



3 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

■本部会議の概要

本部会議の開催時期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部設置後 ○ その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の構成員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の組織構成図を参照
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統括部
協議事項	<p>本部会議の議題（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報等の報告 ○ 全体の状況、問題点、今後の状況予測等の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況 ・応急措置状況 ・要請状況 ○ 各班（部）の対応状況、問題点報告 ○ 対応方針、対策実施スケジュールの検討 ○ 市の体制検討 <ul style="list-style-type: none"> ・配備態勢の切替 ・班（部）間の人員等の調整 ・応急対策に要する予算、資金調達 ・本部の廃止 ○ 外部への応援要請等の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の災害派遣要請要求 ・県、他市町村及び関係機関、団体への応援要請 ・国、県への要望、陳情等 ○ 重要事項の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定 ・災害救助法の適用申請 ・激甚災害の早期指定要望 ○ 広報、記者発表の内容、時期等の検討

4 関係機関連絡室の設置

必要に応じて、自衛隊、消防団、消防本部、警察、ライフライン機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を図る。

また、本部長の指示により、本部会議への出席を要請する。

5 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、次の「■宗像市災害対策本部の事務分担表」のとおりである。なお、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の命により変更されることがある。

■宗像市災害対策本部の事務分担表

対策班(部)名	所 属	分 担 作 業	
各班(部)共通		1) 風水害、土砂災害、地震等への警戒 2) 災害対策本部との連絡 3) 部課内の動員調整、安否確認 4) 班の活動全体把握 5) 地域割り巡回調査 6) 避難所の開設・運営 7) 連絡員の派遣 8) 被災家屋認定に関する調査員の派遣 9) その他必要なこと	
統括部	総務部	危機管理課	1) 各班(部)の動員調整、総合連絡統制 2) 本部長、副本部長等との連絡調整 3) 災害対策本部の設置、運営及び廃止 4) 配備体制の決定・動員指示 5) 応急対策全般の調整 6) 気象情報、地震情報、その他の情報収集、記録調整、伝達、提供 7) 土砂災害警戒情報の受信及び指定区域への対応 8) 指定避難所(福祉避難所含む)の開設決定、開設・閉鎖指示 9) 避難指示等の発令・解除、警戒区域の設定 10) 避難所への職員配置指示(市民対策班・避難所担当職員へ) 11) 消防団の出動指示、連絡調整 12) 県、警察、消防、自衛隊及び協定機関等との連絡調整、応援要請 13) 記録全般 14) 臨時ヘリポートの開設指示 15) 災害救助法の適用及び関連事務 16) 国への報告 17) 国の現地対策本部の受入れ 18) 復興計画の総合調整
総務対策班	総務部 経営企画部 議会事務局	総務課(主管課) 消費生活センター 人専課 秘書政策課 デジタル推進課 経営企画課(主管課) アセットマネジメント推進課 財政課 税務課 収納課 契約検査課 議事調査課 会計課	1) 災害情報の収集、記録、報告、各班(部)の活動状況の取りまとめ 2) 義援金の受入れ、分配 3) 被災者相談窓口の開設 4) 消費生活に関すること 5) 災害対策本部オペレーションルーム設置 6) 通信施設、情報管理施設等の保全管理・復旧 7) 各種情報の庁内共有 8) 災害広報(インターネット、メール等) 9) 報道機関への協力要請、取材対応 10) 避難所担当職員との連絡調整 11) 避難所からの要請対応 12) 避難者の把握 13) 自主防災組織等との連絡調整 14) 再任用職員との連絡調整 15) 被災家屋認定調査事務局 16) 罹災証明書の申請受付・発行 17) 被災者支援システムの管理 18) 人的支援受入れ(受援班) 19) 物的支援受入れ(受援班) 20) 民間事業者への協力依頼(受援班) 21) 宗像地区事務組合との連絡調整 22) 所管施設の被害調査、応急対応 23) 市庁舎、通信施設保全管理・復旧 24) 公共施設等の利用調整 25) 公用車等の確保・配車 26) 応急対策に係る財政措置 27) 行方不明者名簿の作成

対策班(部)名	所 属	分 担 作 業	
建設班	都市整備部	施設整備課(主管課) 維持管理課 建築課	1) 所管施設の被害調査、応急対策、災害復旧事業の推進 2) 被災地の現地調査 3) 道路情報等の収集、通行規制、広報 4) 道路交通の確保 5) 道路、河川上の障害物除去
	都市再生部	都市再生課(主管課) 都市計画課	6) 被災建築物、宅地・家屋等の応急危険度判定 7) 仮設住宅の建設、入居者の選定
市民対策班	市民協働部	コミュニティ協働推進課(主管課) 文化スポーツ課 人権対策課 男女共同参画推進課 市民課	1) ボランティアセンター(社会福祉協議会)との連絡調整 2) 瓦礫、障害物等の処理 3) 被災家屋等の消毒 4) 動物の保護、収容 5) 仮設トイレの設置、し尿の処理
	環境部	環境課(主管課) 脱炭素社会推進課 下水道課	6) 遺体の収容、安置、火葬 7) 所管施設の応急対応 8) 廃棄物関係施設 9) 下水道及び雨水排水対策
	監査委員事務局	監査委員事務局	
健康福祉班	健康福祉部	福祉健康課(主管課) 生活支援課 健康課 新型コロナウイルスワクチン接種推進室 高齢者支援課 介護保険課 国保医療課 大島診療所	1) 医療関係機関への協力要請、連絡調整 2) 所管施設等の被害調査及び応急対応 3) 医療救護 4) 避難行動要支援者支援対策 5) 被災者の健康管理、衛生管理 6) 災害弔慰金の支給及び災害救援資金の貸与 7) 被災者生活再建支援
産業班	産業振興部	産業政策課(主管課) ふるさと寄附推進課 農業振興課 水産振興課 元気な島づくり課 農業委員会事務局	1) 各施設等の被害調査(観光施設、農業関係、林地関係、水産関係) 2) 施設等の巡視(ため池、用水路、排水樋門、井堰の転倒状況確認) 3) 安全対策(旅行者、滞在者の安全確保、避難対策) 4) 援護支援対策(商工、農業、水産) 5) 渡船の運航管理 6) 離島地域の情報収集 7) 離島地域に関する対策本部との調整 8) 離島地域の援護対策
		教育子ども班	教育部
	子ども子育て部	子ども育成課 子ども支援課 子ども家庭センター	

対策担当	属	分 担 作 業
消防団 (水防団)	各分団及び女性消防団員	1) 風水害、土砂災害、地震等への警戒 2) 災害対策本部との連絡調整 3) 各種情報の収集・伝達 4) 消火活動 5) 水防活動(応急活動、警戒、巡回パトロール) 6) 救急、救助、救護活動 7) 避難指示等の伝達、避難誘導 8) 行方不明者等の捜索・救助 9) 市民の安全確保 10) その他必要なこと
その他	宗像地区事務組合	1) 所管施設の応急対応 2) 飲料水の確保、供給 3) その他別途「災害時の連携協定」による

■地域巡回パトローラー一覧

パトローラー担当地区	対策班名
吉武地区・赤間地区	総務対策班
赤間西地区・河東地区	市民対策班
自由ヶ丘地区・南郷地区	健康福祉班
東郷地区・日の里地区・地島地区・大島地区	産業班
田島地区・池野地区・岬地区・神湊地区	教育子ども班

※ 地域の状況把握、情報収集を目的とし、直接的な応急対応はせず、本部への連絡を基本とする。

※ 離島地区（大島・地島）の初動期のパトローラーは、該当地区在住職員等への協力を求める。

■宗像市防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施設名等
本部活動	災害対策本部	市庁舎 *建物破損等の場合は本部長の判断により移設する。順位は以下のとおり。 1. 宗像ユリックス 2. メイトム宗像
	現地対策本部	被災地周辺公共施設等
応援要請	自衛隊	宗像ユリックス多目的広場ほか
	災害ボランティアセンター	メイトム宗像内 宗像市社会福祉協議会
医療救護	地域災害医療情報センター	宗像・遠賀保健福祉環境事務所
	医療救護所	避難所等
	地域災害拠点病院	宗像水光会総合病院
交通輸送対策	県緊急輸送道路	(1次) 一般国道：3号、495号 (2次) 主要地方道：宗像玄海線、若宮玄海線、 福間宗像玄海線、宗像篠栗線
	物資輸送拠点	宗像農業協同組合各施設、道の駅むなかた
	臨時ヘリポート	城山中学校グラウンド、河東中学校グラウンド 宗像ユリックス芝生広場、玄海中学校グラウンド、 地島小学校グラウンド、鐘崎漁村広場、大島運動場
避難対策	指定避難所 指定緊急避難場所 一時避難場所	資料編 2-5 指定避難所及び指定緊急避難場所 参照
要配慮者対策	福祉避難所	資料編 6-2 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 参照
生活救援	市備蓄倉庫	状況に応じて指定
	給水拠点	避難所等
	炊き出し場所	避難所、学校の給食棟・家庭科室、公民館等
	被災者相談窓口	市庁舎、避難所
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	宗像中央公園、日の里第7号公園、自由ヶ丘第11号公園
清掃活動	がれき（災害廃棄物）の集積場所	状況に応じて指定
遺体対策	遺体安置所	状況に応じて指定
水防対策	水防（資機材）倉庫	勤労者体育センター敷地内、市役所、城山中学校下、大島行政センター

第2節 情報の収集伝達、災害警戒

項 目
第1 気象情報等の収集伝達
第2 通信体制の確保
第3 風水害、土砂災害の警戒活動
第4 初期情報の収集
第5 被害調査
第6 災害情報のとりまとめ
第7 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供
第8 県、関係機関への報告、通知
第9 国への報告

第1 気象情報等の収集伝達

1 気象情報

福岡管区気象台は、次の気象情報等を発表する。

なお、注意報・警報の細分区域では、本市は福岡県福岡地方に該当する。

■気象情報の定義・種類

	定 義	種 類
注意報	宗像市において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表する。	大雨注意報、洪水注意報、強風注意報、風雪注意報、高潮注意報、波浪注意報、大雪注意報、雷注意報、乾燥注意報、濃霧注意報、霜注意報、なだれ注意報、低温注意報、着氷（雪）注意報、融雪注意報
警報	宗像市において重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表する。	大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、高潮警報、波浪警報、大雪警報
特別警報	宗像市において予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して最大限の警戒を呼び掛けるために発表する。	大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、波浪特別、高潮特別警報
気象情報	気象官署が気象等の予報に関係のある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・すみやかに発表するものをいい、福岡管区気象台は、九州北部地方を対象とする九州北部地方気象情報及び福岡県を対象とする福岡県気象情報並びに「福岡県記録的短時間大雨情報」、「土砂災害警戒情報」及び「竜巻注意情報」を発表する。	

■特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風 や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

■警報・注意報発表基準一覧表（令和3年6月現在、福岡管区气象台）

警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在
発表官署 福岡管区气象台

対象市	対象予報区	福岡県	福岡地方	
	一次予報区	福岡地方		
	市町村等まとめた地域			
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準 29	
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準 131	
	洪水	流域雨量指数基準	釣川流域=24.8、梅見川流域=5.5、横山川流域=6.1、山田川流域=6.6、朝町川流域=8.5、高瀬川流域=8.9、八笠川流域=7.2、大井川流域=5.9	
		複合基準*1	釣川流域=(11, 22.3)、高瀬川流域=(11, 8.2)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			玄界灘	20m/s
			沖ノ島周辺	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			玄界灘	20m/s 雪を伴う
沖ノ島周辺			20m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	
		山地	12時間降雪の深さ20cm	
波浪	有義波高	玄界灘	6.0m	
		沖ノ島周辺	6.0m	
高潮	潮位	1.9m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	91	
	洪水	流域雨量指数基準	釣川流域=19.8、梅見川流域=4.4、横山川流域=4.8、山田川流域=4.2、朝町川流域=7.6、高瀬川流域=7.1、八笠川流域=5.7、大井川流域=4.7	
		複合基準*1	釣川流域=(7, 19.8)、梅見川流域=(7, 4.4)、山田川流域=(11, 4.2)、高瀬川流域=(7, 7.1)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			玄界灘	12m/s
			沖ノ島周辺	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			玄界灘	12m/s 雪を伴う
			沖ノ島周辺	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ3cm
			山地	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	玄界灘	2.5m
			沖ノ島周辺	2.5m
高潮	潮位	1.6m		
雷	落雷等により被害が予想される場合			
融雪				
濃霧	視程	陸上	100m	
		玄界灘	500m	
		沖ノ島周辺	500m	
乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60%			
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上			
低温	夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下			
霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温3℃以下			
霜水・霜雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm		

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

5-2 気象庁震度階級関連解説表

平成21年3月31日改定

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■竜巻注意情報

- 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表する。
- この情報の有効期間は、発表から1時間である。

2 火災気象通報

福岡管区気象台は、火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項に基づき、その状況を火災気象通報として県知事に通報する。

県知事は、気象台から通報を受けたときは、同法第2項に基づき、直ちにこれを市長に通報する。

■通報の基準

- 乾燥注意報が発表された場合：実効湿度が60%以下であり、かつ、最低湿度が40%以下
- 強風注意報が発表された場合：平均風速が陸上12m/s以上

3 火災警報

市長は、次の場合、消防法第22条第3項に基づく火災に関する警報を発令することができる。なお、火災に関する警報を発令した場合は、宗像地区消防本部に連絡する。

■警報の基準

- 消防法の規定により、県知事から火災気象通報を受けたとき
- 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき

4 情報の収集

統括部（危機管理課）は、次の入手先から気象情報等の収集を行う。

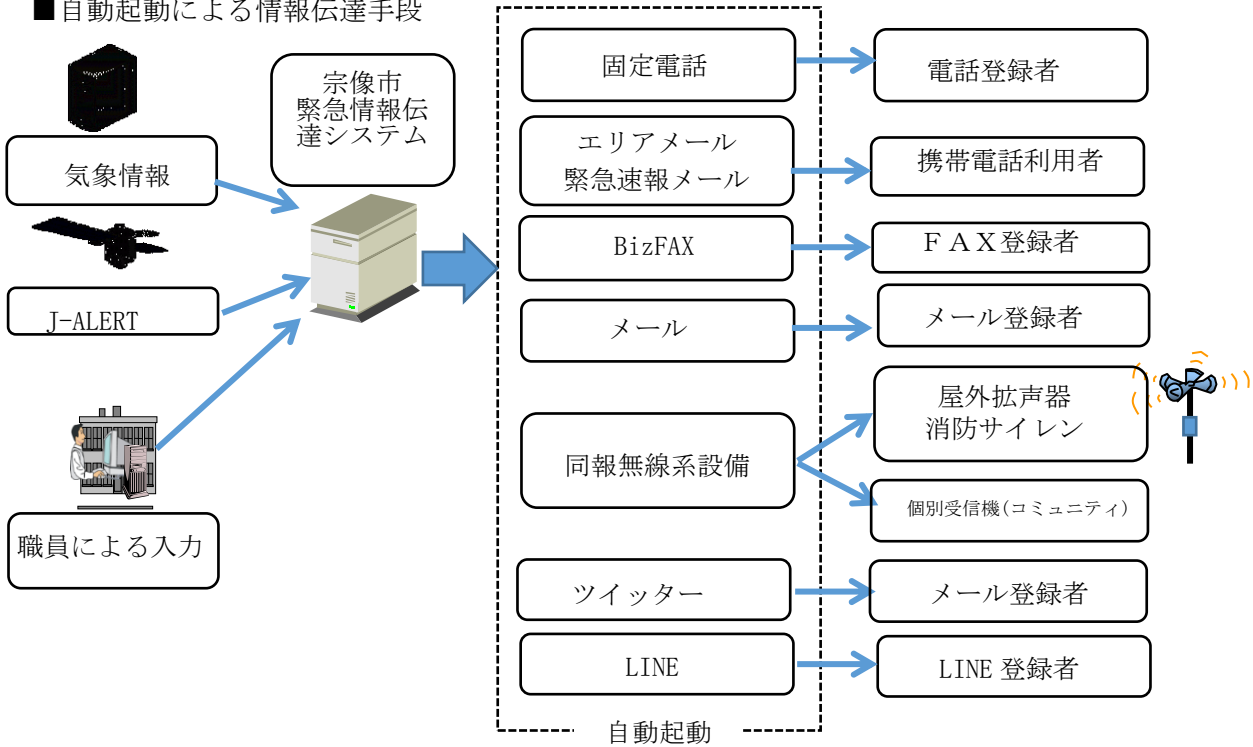
■情報の入手先

- 福岡県防災ホームページ <http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/index.php>
- 福岡県総合防災情報（雨量・河川水位） http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis_top/
- 福岡県土砂災害危険度情報 http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/dosya/jsp/index_dosya.jsp?disp=1
- 気象庁（気象情報） <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- 福岡管区気象台 <http://www.jma-net.go.jp/fukuoka/>
- 国土交通省 川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>
- 九州電力送配電（停電情報） http://www.kyuden.co.jp/info_teiden/fukuoka.html

5 住民への周知

総務対策班は避難指示等や気象情報等について、次のとおり住民への伝達周知を行う。

■自動起動による情報伝達手段



■その他の情報伝達手段

- 市ホームページ、市防災ホームページ
- dボタン広報誌
- 宗像市防災情報ダッシュボード
- 県Lアラート（防災情報共有システム）を通じたテレビ等での報道
- Facebook
- 広報車、消防団車両
- 自治会、自主防災組織等の電話連絡網等による通知
- 他機関を通じての通知

6 異常現象発見時における措置（災害対策基本法第54条）

(1) 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

■通報を要する異常現象

事項	現象
気象に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 著しく異常な気象現象（大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等） ○ 地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異常潮位、異常波浪 ○ 河川水位の上昇、湧水 ○ 放置すれば決壊のおそれがある堤防の水もれ等

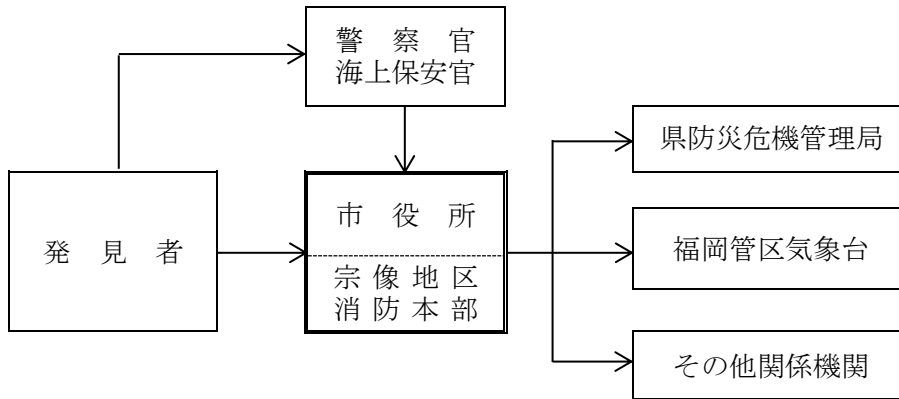
(2) 警察官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

(3) 市長の通報

通報を受けた市長は、福岡管区気象台、県防災危機管理局に通報する。

■通報の流れ



通報先機関名	電話番号	備考
福岡管区気象台	(092) 725-3600	気象及び水象に関する事項
福岡県防災危機管理局	(092) 641-4734	夜間退庁時災害連絡用
福岡県警察本部	(092) 641-4141	内線：5722 5723(警備課) FAX：5729 夜間 5505
第七管区海上保安本部	(093) 321-2931	

7 水防警報

(1) 水防警報の種類

県知事は、それぞれ指定する市域の河川（釣川、山田川、八並川）について洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の水防警報、水位情報、氾濫危険水位到達情報を発する。（水防法第13条及び第16条）

(2) 水防警報の伝達系統

宗像水防地方本部（北九州県土整備事務所宗像支所）は、宗像市長等の関係水防管理者に水防警報を発令する。

水防管理者（市長）は、水防警報の通知を受けたときは、職員及び関係する地域住民に連絡する。

また、気象予警報、観測情報等の情報収集を行うとともに、水防機関と連携し、水防配備体制をとり警戒活動や水防活動にあたる。

■水防警報の各段階の状況と指示事項など

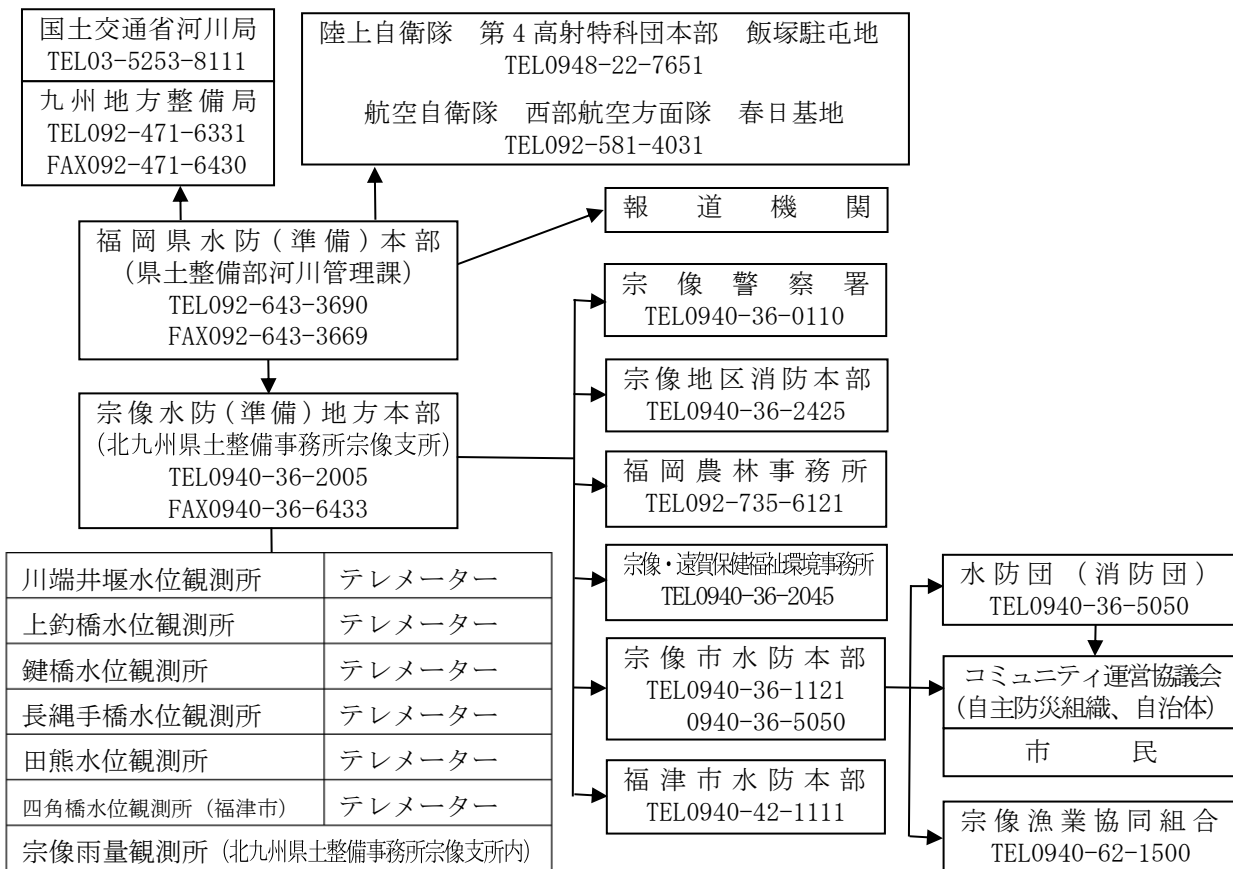
段階	区分	状 況	市への指示等	指示の方法
第1	待機	水防団待機水位を超え氾濫注意水位に達する見込みがあるとき	直ちに水防機関が出動できるように待機すること	FAX 電話
第2	準備	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき	情報連絡、水防器材の確認、通信及び輸送の確保の出動準備を行うこと	FAX 電話
第3	出動	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	FAX 電話
第4	警戒	避難判断水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき	水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	FAX 電話
第5	嚴重警戒	氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき	水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示し、その対応策を指示するもの	FAX 電話
第6	解除	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	水防機関の出動態勢の解除	FAX 電話

注) 宗像水防地方本部の設置及び解除については、県河川管理課及び管内2市(宗像市、福津市)に対して伝達される。

■警報等の伝達

種 類	市民等の伝達先	伝達、広報手段等
大 雨 高 潮 大 雪 暴 風 雪 水 洪 水	市民及び職員等 ※海岸部並びに土砂災害危険箇所・土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の該当地域	○ 市ホームページ、市緊急情報伝達システム(エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等)、県防災メール、ファクシミリ等で伝達
水防指令	消防団及び職員等	○ 防災行政無線(移動系)、市緊急情報伝達システム(エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等)、電話等で伝達
水防警報	消防団及び職員等	○ 防災行政無線(移動系)、市緊急情報伝達システム(エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等)、電話等で伝達
避難判断水位到達情報	市民及び職員等	○ 市ホームページ、市緊急情報伝達システム(エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等)、県防災メール、JCOM九州、ファクシミリ等で伝達
	洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設	○ 健康福祉班に伝達を依頼する。

■連絡通信系統



第2 通信体制の確保

1 通信機能の確保と統制

災害時には、次の通信手段を活用する。

統括部（危機管理課）及び総務対策班は、災害発生後、市緊急情報伝達システム、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。

停電、機器の破損等の支障が生じているときは、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

なお、無線の通信困難時の際は、設置場所を移動して良好な受信状態を保つか、伝令を派遣するなどの措置を取る。

※ 資料編 2-1 宗像市防災行政無線

※ 資料編 3-1 災害時の連絡先

■関係機関への伝達

提供先	主な連絡手段
各班、消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内アナウンス又は庁内LAN ○ 市緊急情報伝達システム（エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等） ○ 電話（固定電話、携帯電話、衛星携帯電話） ○ ファクシミリ ○ 消防無線、防災行政無線（移動系） ○ 連絡員による伝令 <p>※連絡員は、連絡文書とともに、可能な限り無線機・携帯電話を携行する。</p>
県（防災企画課）、宗像地区消防本部、警察、JR九州、JR貨物、九州電力送配電、西日本電信電話、西部ガス、報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム ○ 電話（固定電話、携帯電話、衛星携帯電話） ○ ファクシミリ <p>※必要に応じて、相互に連絡員を派遣する。</p>
近隣市町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム ○ 電話（固定電話、携帯電話、衛星携帯電話） ○ ファクシミリ

2 窓口の統一解釈

関係機関等との連絡に使用するために、災害時優先電話等を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

3 代替通信機能の確保

市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。

(1) 他機関の通信設備の利用

災害対策基本法第57条、79条の規定に基づき、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、又は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、他機関が設置する有線もしくは無線設備を使用することができる。

■利用できる通信設備

○ 警察通信設備	○ 消防通信設備	○ 自衛隊通信設備	○ その他
----------	----------	-----------	-------

(2) 非常通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法（昭和22年法律第131号）第52条第4項の規定に基づき、他機関が設置する無線局を利用することができる。

(3) アマチュア無線の活用

アマチュア無線のボランティアに対し、市域内での災害情報の収集、伝達の協力を要請する。

第3 風水害、土砂災害の警戒活動

1 水害の警戒活動

統括部（危機管理課）、総務対策班、建設班、産業班、消防団（水防団）は、各々連携し、風水害の警戒活動を行う。

(1) 警戒本部体制

気象予警報、観測情報、水防警報等により災害の発生するおそれがある場合は、水防機関と連携して、警戒本部体制をとり警戒活動や水防活動にあたる。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団員を配置する。その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

※ 資料編 5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

■活動内容

- 気象情報の収集伝達
- 河川、ため池、漁港・港湾等の警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 避難所の施設提供と自主避難者への対応

■河川水位と避難基準

河川名	観測所	所在地	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断水 位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	高齢者等避難	避難指示
釣川	川端井堰	宗像市深田	2.45	2.52	2.85	2.95	大雨警報（浸水 害）または洪水警 報が発表され、可 動堰が転倒して も避難判断水位 【水位観測所ご とに設定】に達し た場合	大雨警報（浸水 害）または洪水警 報が発表され、可 動堰が転倒して も氾濫危険水位 【水位観測所ご とに設定】に達し た場合
釣川	上釣橋	宗像市河東	2.69	2.78	3.43	3.55		
釣川	鍵橋	宗像市田久	2.96	3.10	3.34	3.44		
山田川	長縄手橋	宗像市須恵	1.90	2.12	2.17	2.22		
八並川	田熊	宗像市東郷	1.86	2.17	2.22	2.73		

(2) 応急措置

重要箇所等を中心に巡回し、異常等を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、必要に応じて関係機関に報告する。

■活動内容

- 水門、樋門等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。
- 市管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の開閉等の措置をとる。
- 災害により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措置を講ずる。
- 水防危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずるとともに、関係機関へ通報する。

(3) 資機材の調達

現有の資機材を優先的に活用し、なお不足する場合には現地調達あるいは北九州県土整備事務所宗像支所、関係業者等から調達する。

2 土砂災害の警戒活動

統括部（危機管理課）、総務対策班、建設班、産業班、消防団（水防団）は、各々連携し、土砂災害の警戒活動を行う。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

- 気象情報の収集伝達
- がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所の警戒巡視
- 対象住民（自主防災組織等）への警戒呼びかけ、情報収集
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 避難所の施設提供と自主避難者への対応

第4 初期情報の収集

1 初期情報の収集

各班員は、災害の初期情報の収集活動に努める。

総務対策班は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察、消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努め、収集した情報と各班からの情報をとりまとめる。

各班員は、本庁舎等への参集が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの市機関・施設等に各自最も適した交通手段（バイク、自転車、徒歩）で自主参集し、初期情報の収集活動に努める。

- ※ 資料編 5-5 被害の判定基準
- ※ 資料編 7-2 参集途上の被災状況記録票
- ※ 資料編 8-1 被害発生状況連絡票

■初期情報の収集方法

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 班 員	勤務時間内	○ 初期の活動中に見聞きした内容を総務対策班に報告する。
	勤務時間外	○ 参集する際に見聞きした内容を総務対策班に報告する。
総務対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 ○ 住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。 ○ 上記の情報及び各班からの情報を取りまとめる。 	
関係各班	○ 被災地の初期状況について、必ず被災地の現地調査を行う。	

2 被害概況、活動状況の報告

関係各班は、必要に応じて被害概況、活動状況を総務対策班に報告する。

総務対策班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し整理するとともに、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。

また、人的被害の情報を得た場合は、遅滞なく統括部へ報告すること。

なお、災害当初においては、次の9項目のうち①～⑦の情報収集に努める。

■収集項目

- ① 人的被害（行方不明者を含む）
- ② 火災の発生状況
- ③ 家屋等の被災状況
- ④ 市民の行動・避難状況
- ⑤ 土砂災害等の発生状況
- ⑥ 道路・橋りょう被害による通行不能路線・区間
- ⑦ 海上交通の運航・被災状況
- ⑧ 医療救護関係情報
- ⑨ その他必要な被害報告

第5 被害調査

関係各班は、災害の危険性が解消した段階で、コミュニティ運営協議会、自治会、隣組等の協力を得て、担当地区別に被害調査を行い、総務対策班に報告する。

各班は、地区別調査報告をふまえ、それぞれの事務分掌に基づく、市域全体の被害確認を行い、総務対策班に報告する。

また、総務対策班は、被害確認結果等をもとに、被災者台帳として整理し、罹災証明書等交付の基礎資料とする。

第6 災害情報のとりまとめ

総務対策班は、各班からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめるとともに、統括部及び本部長に報告する。

■留意点

活動期	留意点
初動活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 未確認情報の把握
応急活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市全体の被害の状況 ○ 各事項の詳細な内容の整理 ○ 防災関連地理情報システム（GIS）等による被害情報のとりまとめ

なお、行方不明者の人数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市は住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集を行う。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

第7 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供

市民対策班は、市民の安否確認及び情報提供等について、すみやかに対応を行う。

なお、対応に際しては、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報を回答するよう努め、回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

1 市民の安否確認・情報提供

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集・伝達や市民への支援・サービス

情報を確実に伝達する。

なお、安否情報の照会があった際は、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、被災者台帳等により、市が把握する情報に基づき回答するが、当該回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求める。

また、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

2 全国避難者情報システム（総務省）の活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。

（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する）

第8 県、関係機関への報告、通知

1 県への報告

統括部（危機管理課）は、災害情報を福岡県災害調査報告実施要綱に基づき県に報告する。

※ 資料編 5-4 福岡県災害調査報告実施要綱

2 報告の区分、内容等

緊急を要する総括情報を福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式で県へ報告する。

また、災害の実態像の把握を行った後に、福岡県災害調査報告実施要領に定める様式で県へ報告する。

なお、県へ報告ができないときは、直接国（総務省消防庁）に報告する。

■報告の区分、内容、様式

区 分	内 容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 (即 報)	・被害発生後、直ちに報告 ・報告内容に変化があればその都度報告	第1号	防災行政無線 電話又は ファクシミリ	県地方本部
被害状況報告 (即 報)	・被害状況が判明次第、報告 ・以後、毎日10時、15時までに報告	第2号		
被害情報報告 (詳 報)	・災害発生後、5日以内に報告	第2号		
被害情報報告 (確定報告)	・応急対策終了後、15日以内に報告	第3号	文書（2部）	県災害対策本部

3 関係機関への通知

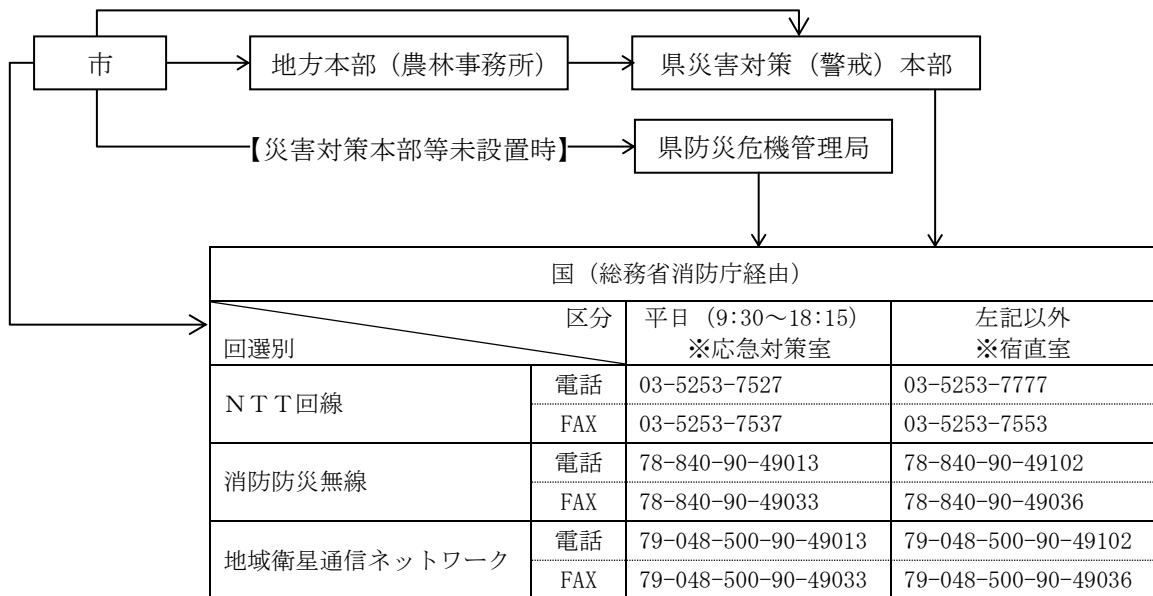
統括部（危機管理課）は、災害情報を取りまとめたときは、直ちに、消防本部、警察、ライフライン等の関係機関へ通知する。

第9 国への報告

統括部（危機管理課）は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後 30 分以内で、可能な限りすみやかに、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

※ 資料編 5-3 火災・災害等即報要領

■市から県、国への被害状況（即報・確定）報告系統図



第3節 災害広報

項 目
第1 災害広報
第2 報道機関への協力要請及び報道対応

第1 災害広報

関係各班は、広報活動に必要な情報、資料を総務対策班に提供する。

総務対策班は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報活動を行うとともに、災害に関する写真、ビデオ等による記録を行う。

なお、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、市緊急情報伝達システムを活用し、放送事業者へ迅速に情報を提供する。

■広報の時期、手段、内容

時 期	手 段	内 容
災害発生前	第3章第2節 第1気象情報等の収集伝達 5 住民への周知 のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等避難 ○ 避難指示 ○ 気象情報 ○ 市民のとるべき災害への対策 ○ 避難所の開設状況
災害発生直後	上段に加え、 現場での広報 テレビ・ラジオ等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急安全確保 ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 市民のとるべき措置 ○ 自主防災活動の要請 ○ 避難所の開設状況
応急対策活動時	上段に加え、 災害広報紙・チラシ・看板 JCOM九州（ケーブルテレビ） 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとるべき防災対策 ○ 食料・飲料水・生活物資の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

1 放送要請

総務対策班は、次の場合、放送協定に基づき、県を通じて放送要請を行う。

■放送要請の内容

要請先	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、又は緊急時等やむを得ない場合に要請 ・ 日本放送協会福岡放送局（NHK）、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社（RKB）、九州朝日放送株式会社（KBC）、株式会社テレビ西日本（TNC）、株式会社福岡放送（FBS）、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社、JCOM九州の各放送局
要請事由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生し、又は発生のおそれがあり次のいずれにも該当する場合 ・ 事態が切迫し、避難指示や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要すること ・ 通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送要請の理由 ・ 放送事項 ・ 放送を行う日時及び放送系統 ・ その他必要な事項

■市から県（窓口：防災危機管理局）への要請

勤務時間内	勤務時間外
1. 県防災行政無線電話《発信番号78-》 700-7021（防災企画係） 700-7025（消防係） 700-7500（災害対策本部、設置時のみ）	1. 県防災行政無線電話《発信番号78-》 700-7027（宿直室） 700-7020～7025 （防災危機管理局事務室、宿直室対応可） 78-700-7500 （災害対策本部、設置時のみ）
2. 一般加入電話 092-643-3112（防災企画係） 092-643-3986 （災害対策本部の設置時のみ）	2. 一般加入電話 092-641-4734（宿直室切替） 092-643-3986 （災害対策本部、設置時のみ）
備考1. 一般加入電話は、市の孤立防止用無線電話からも接続できる。 2. 内の電話を優先する。	

■市からNHK福岡放送局への要請

<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般加入FAX：092-781-4270、092-771-8579 ただし、この場合も別途電話連絡すること。 ○ 県防災行政無線電話《発信番号78-》982-70 ○ 一般加入電話 092-741-7557、092-741-4029
--

■市から九州朝日放送株式会社への要請

市は、九州朝日放送株式会社に対し、防災パートナーシップに関する協定に基づき、災害及び防災に関する情報の放送を要請する。

2 情報提供

総務対策班は、報道機関に対し、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。

その際、情報の不統一を避けるため、広報内容の一元化を図る。

■記者発表の方法

発 表 者	内 容
本部長、副本部長 又は総務対策班班長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況等

なお、総務対策班は、報道機関に対して、避難所等においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

第4節 応援要請

項 目
第1 受援体制
第2 自衛隊派遣要請依頼、受け入れ等
第3 県、他市町村等への応援要請
第4 消防応援の要請、受け入れ等
第5 民間団体等への協力要請
第6 ボランティアの活動支援

第1 受援体制

1 基本方針

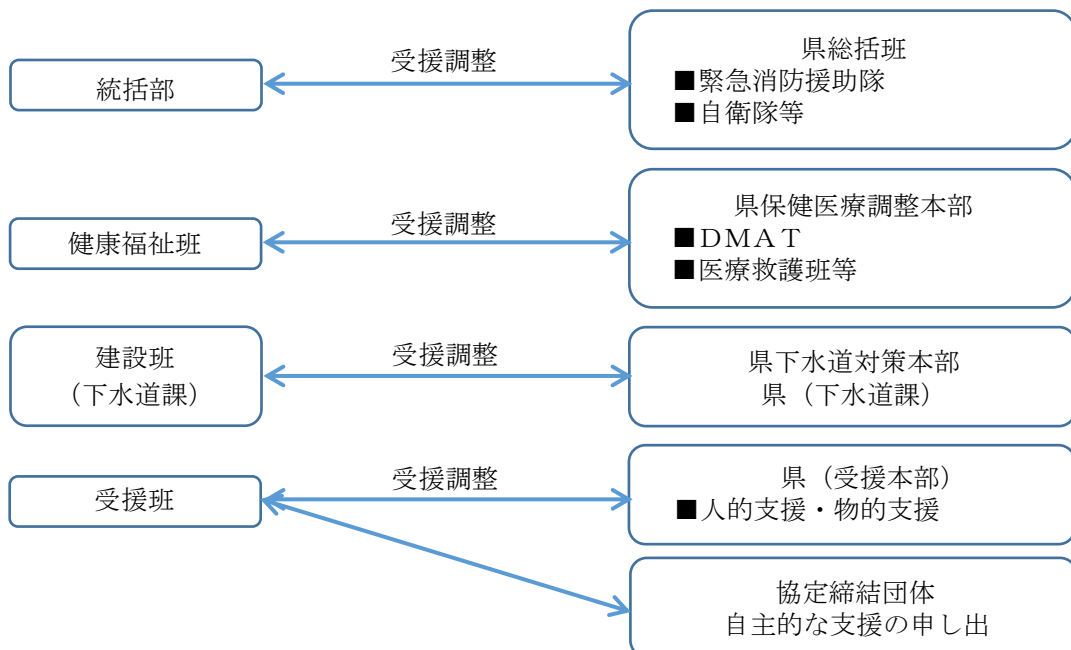
災害時の受援能力の強化を図るため、受援体制の構築、業務継続計画をふまえた受援対象業務の選定、支援の要請・受け入れ手順を定めた災害時受援計画に基づき、災害時は以下の方針で運用する。

- 躊躇せずに素早く支援を求める。
- 支援機関と積極的にコミュニケーションをとる。

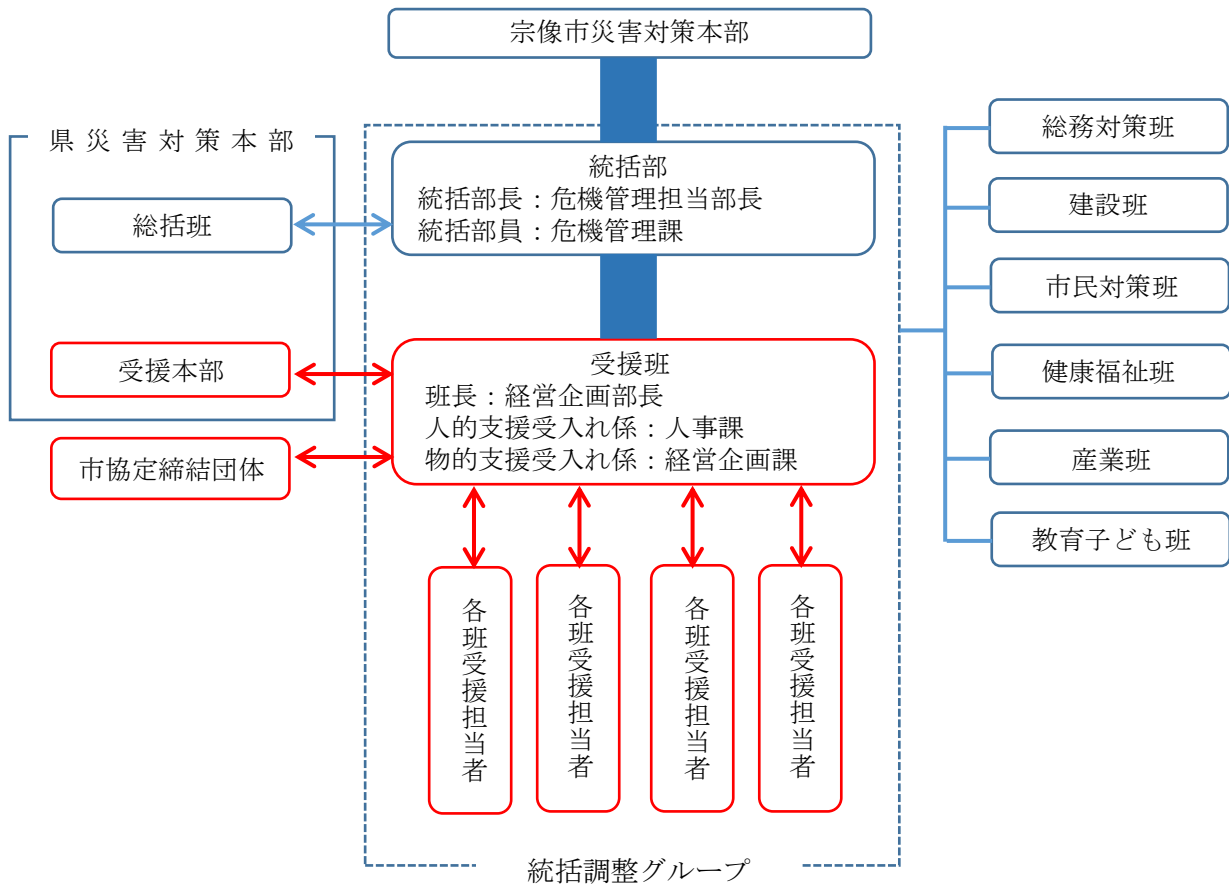
2 受援体制

災害時における応援を円滑に受け入れるため、応援受け入れの総合的窓口として「受援班」を設置する。

■受援の基本的な枠組み



■受援班の組織



第2 自衛隊派遣要請依頼、受け入れ等

市長は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、県知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

■災害派遣の要件

- ① 公共性： 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要がある。
- ② 緊急性： 差し迫った必要がある。
- ③ 非代替性： 自衛隊が派遣される以外に他に適当な手段がない。

1 派遣要請依頼

統括部（危機管理課）は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、自衛隊災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話等をもって県（防災危機管理局）に依頼する。

なお、事後すみやかに県知事に依頼文書を提出するとともに、必要に応じて自衛隊に対し、県知事への派遣要請及び災害の状況について通知する。

ただし、通信の途絶等により県知事に対して依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この通知を行った場合は、市長はすみやかに県知事にその旨を通知する。

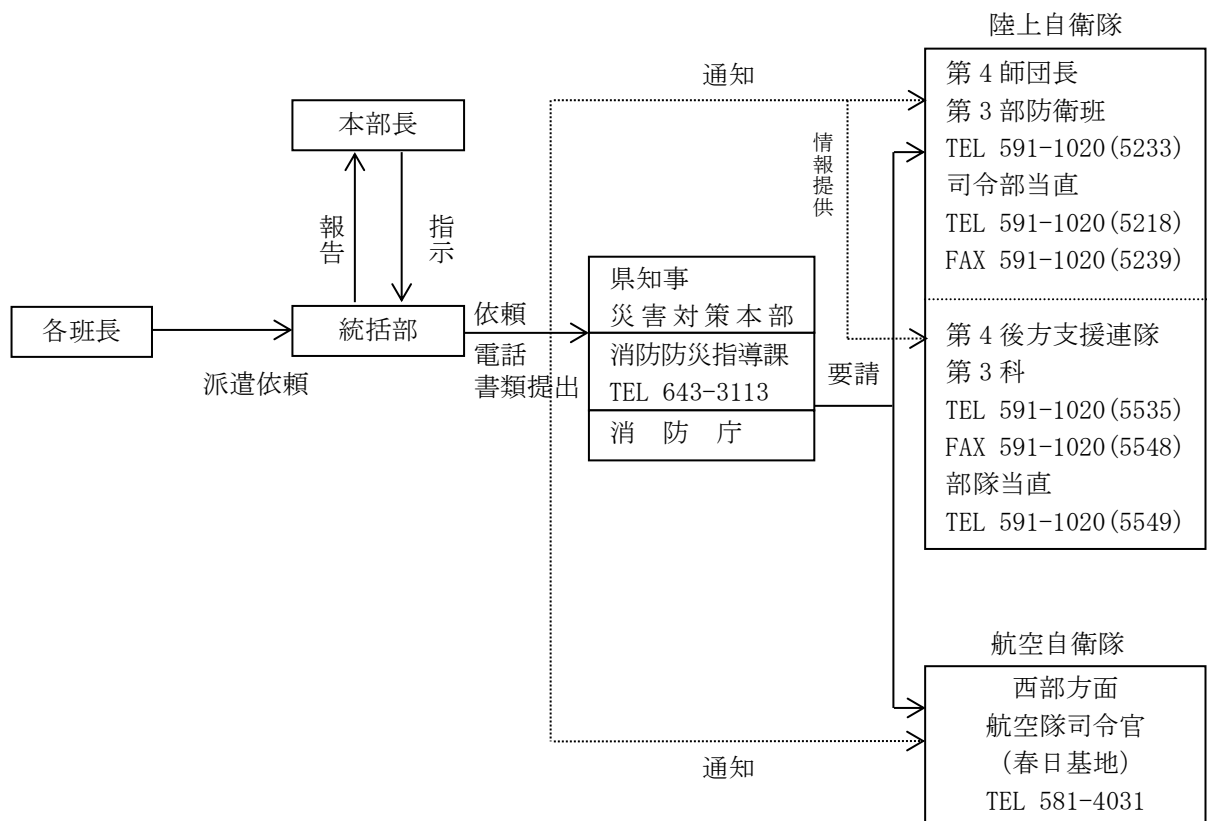
市は、派遣要請を行った場合、直ちに受け入れ体制を整備する。

※ 資料編 9-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

■派遣要請依頼の手続き

要請依頼先	○ 県知事（県防災危機管理局） ※通信の途絶等により、県知事に依頼できないときは、自衛隊に通知
要請依頼伝達方法	○ 電話又は口頭（事後すみやかに文書送付）
要請依頼内容	○ 災害の状況 ○ 派遣を要請する事由 ○ 派遣を希望する期間 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容 ○ その他参考となる事項

■自衛隊派遣要請の流れ



2 活動内容

自衛隊は、次の活動を行う。

■災害発生前の活動

- 連絡班及び偵察班の派遣
- 出動準備体制への移行（司令部及び部隊の体制を整備）

■災害発生後の活動

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| ○ 被害状況の把握 | ○ 避難の援助 | ○ 被災者の捜索救助 |
| ○ 水防活動 | ○ 消火活動 | ○ 道路、水路の応急啓開 |
| ○ 応急医療、救護、防疫 | ○ 人員・物資の緊急輸送 | ○ 炊飯、給水の支援 |
| ○ その他 | ○ 危険物の保安、除去 | |

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の部隊等の長は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、その判断に基づいて部隊を自主派遣し、救援活動を実施することができる。

4 派遣部隊の受け入れ

統括部（危機管理課）は、自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり受け入れ体制を準備する。

■受け入れ体制

項目	内容
作業計画の作成	応援を求める作業について、すみやかに作業計画を立てる。 ○ 作業箇所及び作業内容 ○ 作業の優先順位 ○ 資材の種類別保管（調達）場所 ○ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 ○ 臨時ヘリポートの開設準備 （ヘリコプターの応援要請を行った場合）
資機材の準備	○ 必要な機械、器具、材料、消耗品等を確保する。 ○ 諸作業に関係のある管理者への了解を取る。
自衛隊集結地	○ 市が指定する場所（小中学校グラウンド、宗像ユリックス多目的広場）
連絡窓口	○ 統括部（危機管理課）に連絡窓口を一本化する。 ○ 自衛隊からの連絡員派遣を要請する。 ○ 専用電話回線を確保する。
連絡班及び偵察班等	連絡班及び偵察班等を受け入れるとともに必要な情報を提供

5 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、2市町以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町と協議して定める。

■経費の負担範囲

- 災害派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）
- 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- 活動のため現地で調達した資器材の費用
- その他の必要な経費については事前に協議する。

6 撤収要請

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、県知事に自衛隊の撤収を要請する。

※ 資料編 9-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

第3 県、他市町村等への応援要請

県（受援本部等）を通じた応援要請を行う場合は、受援班が行う。

なお、災害の発生により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法に基づき、国（指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長）は、市に代わって、実施すべき応急措置の全部又は一部を実施しなければならない。

1 県等への要請

受援班は、必要に応じて県（受援本部等）を通じ、災害対策基本法第68条の規定に基づく応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するほか、地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

■県への応援要請の手続き

要 請 先	県受援本部等（県防災危機管理局）
伝 達 方 法	文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）
応 援 要 請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の状況 ○ 応援を必要とする理由 ○ 応援を希望する物資等の品名、数量 ○ 応援を必要とする場所・活動内容 ○ その他必要な事項
職 員 派 遣 要 請 ・ 幹 旋	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣・幹旋を要請する理由 ○ 職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間 ○ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ○ その他必要な事項

2 国の機関への要請

受援班は、必要に応じて指定地方行政機関の長に対し、災害対策基本法第29条の規定に基づく

職員の派遣を要請する。

また、必要に応じて県知事に対し、指定地方行政機関職員の派遣について、災害対策基本法第30条の規定に基づく斡旋を求める。

■指定地方行政機関等への応援要請の手続き

要 請 先	県受援本部等（県防災危機管理局）、指定地方行政機関	
伝 達 方 法	文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）	
職 員 派 遣 要 請 ・ 斡 旋	○ 派遣・斡旋を要請する理由 ○ 職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間	○ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ○ その他必要な事項

3 他市町村への要請及び応援

受援班は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、相互応援協定を締結している市町村に対し、協定に基づき、各種応援を要請する。

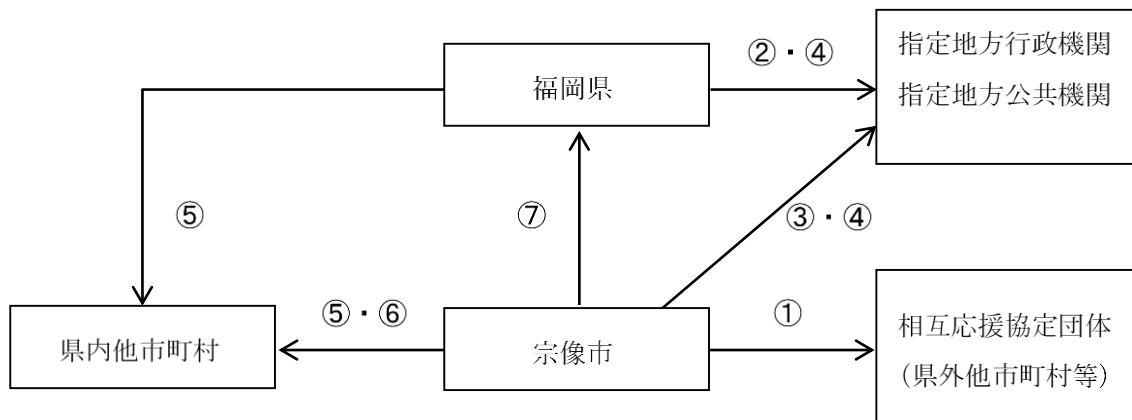
なお、複数の市町村に要請する場合は県受援本部等に要請し、災害対策に万全を期する。

応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

本市の隣接市町において大規模災害の発生を覚知したときは、自らの被災がない、あるいは軽微な場合には、あらかじめ締結している応援協定等に基づき、すみやかに応援体制を整える。

※ 資料編 6-1 福岡県消防相互応援協定等

■応援要請の系統図



要請等の内容		要請等の根拠
①	相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定
②	災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関等の職員の派遣要請（県から他機関等への要請）	災害対策基本法第29条第1項
③	災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関等の職員の派遣要請（市から他機関等への要請）	災害対策基本法第29条第2項
④	災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関等の職員の派遣あっせん要求（県及び市からの他機関等への要求）	災害対策基本法第30条第1項
⑤	災害応急対策又は災害復旧のための他の地方公共団体職員の	災害対策基本法第30条第2項

	派遣あっせん要求（県及び市からの他自治体等への要求）	
⑥	応急措置のための応援要請（市から他市町村への要請）	災害対策基本法第67条第1項
⑦	応急措置の応援又は応急措置の実施要請（市から県への要請）	災害対策基本法第68条

第4 消防応援の要請、受け入れ等

1 県内への消防応援要請

市長又は消防長は、大規模災害で必要と認めるときは、福岡県消防相互応援協定書に基づき、県内の他市町村長又は消防長に対し、応援を要請する。

また、個別に結んだ応援協定書による場合は、協定に基づき、応援を要請する。

※ 資料編 6-1 福岡県消防相互応援協定等

(1) 応援要請の種別

第一要請	○ 現在締結している隣接市町等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条第1項に規定する地域内の市町等に対して行う応援要請
第二要請	○ 第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(2) 応援要請の方法

市長又は消防長から他の市町村等の長又は消防長に対し、地域代表消防機関等を通じて行う。

(3) 県への連絡

応援要請を行った市長又は消防長は、地域代表消防機関等を通じて県にその旨を通報する。

また、航空応援が必要となった場合は、消防長が直ちに市長に報告し、その指示に従って県知事に航空応援の要請を行う。

この場合、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行う。

2 県外への消防応援要請

市長は、県内の消防力では対処できないと判断したときは、県知事を通じて消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。

また、ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活動等が必要と認めるときは、県知事を通じて消防庁長官に対し、広域航空応援を要請する。

要請先	県知事（防災危機管理局）	
伝達方法	文書（緊急のときは、災害時優先電話等で行い、事後文書送付）	
伝達事項	○ 災害発生日時 ○ 災害発生場所 ○ 災害の種別・状況 ○ 人的・物的被害の状況	○ 応援要請日時・応援要請者職氏名 ○ 必要な部隊種別 ○ その他参考事項

3 広域消防応援の受け入れ

市及び消防本部は、広域消防応援が確定したときは、受け入れ準備を行う。

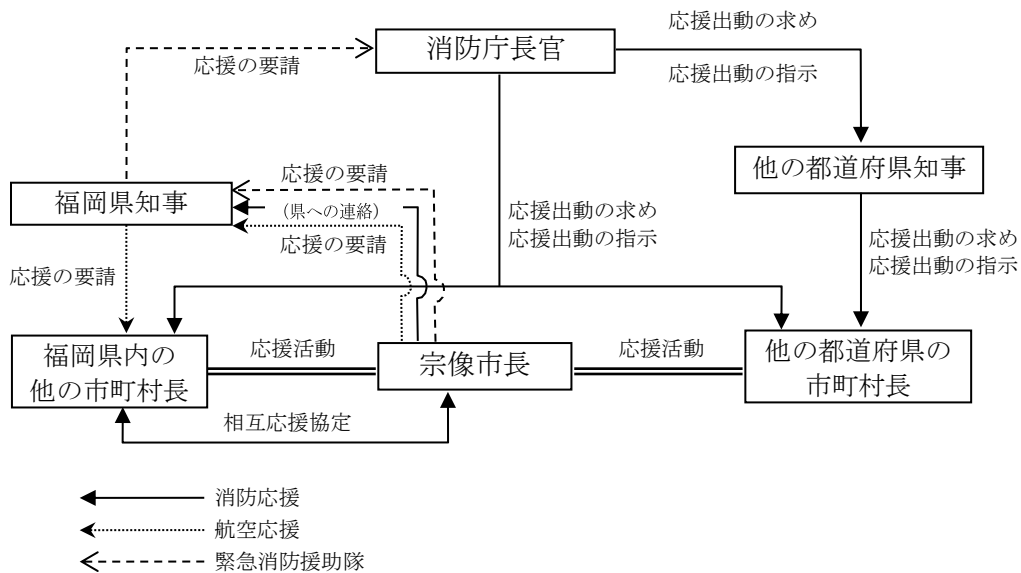
■受け入れ準備

- 応援を求める任務の策定
- ヘリポートの確保
- 応援要員の宿舎の手配
- 装備資機材の配付準備等

4 消防機関への応援要請の流れ

消防機関への応援要請の流れは、以下に示すとおりである。

■消防機関への応援要請の流れ



第5 民間団体等への協力要請

関係各班は、必要に応じて、民間団体、民間業者等へ協力要請を行う。

- ※ 資料編 6-6 災害時における物資の供給に関する協定
- ※ 資料編 6-7 災害時における燃料供給に関する協定
- ※ 資料編 6-8 災害時における応急活動に関する協定
- ※ 資料編 6-9 災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定
- ※ 資料編 6-10 災害時における輸送業務に関する協定
- ※ 資料編 6-11 その他 災害時における防災に関する協定等

■要請先、内容

要請先	内容等
-----	-----

民間団体	○ 日赤奉仕団、赤十字ボランティア等に対し、被災者の応急救護措置等に関する協力を要請する。
民間業者	○ 販売業者、流通業者、事業所等に対し、食料、飲料水、生活物資、資材置場、車両、資機材、医薬品、輸送、ごみ（災害廃棄物）処理、仮設住宅用地の提供等の協力を要請する。

第6 ボランティアの活動支援

1 災害ボランティアセンターの設置

市民対策班は、社会福祉協議会に対し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置、運営を要請する。

なお、災害時のみならず復旧時においても、社会福祉協議会等と連携して、ボランティア相互の情報交換の場の提供などを通して被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

また、災害ボランティアセンターと連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県災害対策本部へ情報を提供する。

さらに、福岡県NPO・ボランティアセンターのホームページ等を活用し、災害ボランティア関係団体との情報交換等、緊密な連携を図る。

災害ボランティアセンターの主な役割は、次のとおりである。

■災害ボランティアセンターの役割

- ボランティアの受付・募集、ボランティア保険の受付・申し込み
- 市からの情報等に基づくボランティアニーズの把握及び情報提供
- ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ボランティア活動用資機材の確保
- ボランティア連絡会議の開催
- 市との連絡調整
- その他ボランティア活動について必要な活動

2 連絡調整等

被災者からボランティアの要請等があった際には、災害ボランティアセンターの窓口を案内するとともに、災害ボランティアセンターについて広く周知する。

また、ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するように努める。

3 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

■災害ボランティアの活動内容

- 在宅者の支援（要配慮者の安否確認、食事、飲料水の提供）
- 高齢者、障がい者等の介護補助
- 被災者の話し相手、励まし
- 被災者家屋等の清掃活動
- 子どもの見守り、母子の相談・対応
- その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な作業

4 専門ボランティアの対応

専門ボランティアは、災害ボランティアセンターが中心となり、受け入れ等の対応を行い、関係各班と連携して活動を行う。

専門ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

■専門ボランティアの活動内容

- 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等）
- 救急・救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法又は蘇生法指導員等）
- 通信ボランティア（アマチュア無線通信技術者）
- 通訳ボランティア（外国語の堪能な者）
- 建築ボランティア（応急危険度判定士、建築士等）
- 土木ボランティア（公共土木施設の調査等）
- 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等）
- 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等）
- 各種相談ボランティア（精神科医、臨床心理士、心理カウンセラー、保健師、家庭児童相談所職員、保育士等）
- その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

第5節 災害救助法の適用

項 目
第1 災害救助法の適用申請
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

第1 災害救助法の適用申請

1 災害救助法の適用申請

統括部（危機管理課）は、市域の災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を県知事に情報提供するとともに、法の適用について協議する。

その場合、次に掲げる事項について口頭、電話又はファクシミリをもって要請し、後日文書により改めて要請する。

■災害救助法の申請事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- その他必要な事項

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市町村からの被害情報に基づき、都道府県が適用する。

国の災害対策本部が設置された時は、災害が発生する前段階であっても、災害救助法を適用することができる。

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。

本市における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市 80世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内2,500世帯以上 かつ 市40世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内12,000世帯以上 かつ 市多数 ※	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※	第1項第4号

注1) ※印の場合は、県知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

注 2) 住家の滅失世帯数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を標準とするが、半壊（半焼）世帯は2世帯で滅失世帯1世帯に、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯で滅失世帯1世帯に、それぞれみなして換算する。

※ 資料編 5-5 被害の判定基準

3 救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となるが、救助を迅速に行うため、救助事務の一部を市長が行うことができる。

また、市長は、その他の事務についても、県知事が行う救助を補助するものとする。

4 適用申請の特例

市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に情報提供を行う。

その後の処置に関しては、県知事の指示を受ける。

5 救助の種類等

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

なお、救助の対象数量、期間等の詳細は、福岡県地域防災計画（災害救助法による救助内容）及び福岡県災害救助法施行細則によるものとする。

※ 資料編 5-7 災害救助法による救助内容

■救助の種類

実施者	救助の種類
県知事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ○ 応急仮設住宅（建設分）の供与
市長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の供与 ○ 応急仮設住宅（民間賃貸分）の供与 ○ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給 ○ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 ○ 医療及び助産 ○ 被災者の救出 ○ 被災した住宅の応急修理 ○ 学用品の給与 ○ 遺体の埋葬 ○ 遺体の捜索及び処理 ○ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

6 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間について特別な事情があるときは、特別基準の適用を申請できる。適用申請は県知事に対して行うが、期間延長は、救助期間内に行う必要がある。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

市長は、災害救助法に基づく救助を行ったときは、当該救助の種目に応じて簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

統括部（危機管理課）は、関係各班に關係帳簿の作成を指示し、整理を実施し、これを県知事（県災害対策本部）に報告する。

第6節 避難対策

項 目
第1 避難指示等
第2 警戒区域の設定
第3 避難誘導
第4 広域的避難者の受け入れ
第5 避難所の開設
第6 避難所の運営
第7 旅行者、滞在者の安全確保

災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合に、市民、滞在者及びその他の者の生命・身体の保護を目的として、安全な場所への立退きを求め、早めの避難を促すため、避難指示等、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1 避難指示等

1 避難指示等の発令権者

市長は、今後、避難指示の発令が予想されるときに、避難を要する地区の住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、「高齢者等避難」（警戒レベル3）を発令する。また、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生するおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難指示」（警戒レベル4）を発令する。

ただし、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまがないとき、又は市長が不在のときは、第3章第1節第4の災害対策本部の運営「1 設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が市長の権限を代行（職務代理者として市長の権限を行使するもので、その効果は市長に帰属する）する。

統括部（危機管理課）は、関係各班、関係機関と連携し、避難指示等に関する事務を行う。

なお、避難指示等は、夜間や早朝であっても躊躇なく発令するものとし、市民に対しては、夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する必要があることを周知しておく。

■避難指示等の発令権者及びその内容

発令権者	代行者	災害種類	実施事項	勧告・指示を行う要件	根拠法令	取るべき措置
市長	意思決定代行順位 その他の委任市職員	災害全般	指示	○ 災害が発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項	県知事に報告 (窓口：防災危機管理局)
			安全確保措置の指示	○ 避難のための立ち退きを行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	同上第3項	
	知事 (委任を受けた吏員)	災害全般	指示 安全確保措置の指示	○ 上記の場合において、市長がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったとき	同上第6項	事務代行の指示
	警察官 海上保安官	災害全般	指示 安全確保措置の指示	○ 上記の場合において、市長が避難のための立ち退き又は安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	同上第61条第1項	市長に通知 (市長は県知事に報告)

■他の法律に基づく、避難措置の発令権者及びその内容

発令権者	災害種類	実施事項	勧告・指示を行う要件	根拠法令
警察官	災害全般	警告	○ 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるなど、危険な状態である場合	警察官職務執行法第4条第1項
	災害全般	措置命令 措置	○ 上記の状況で、特に急を要するとき	
海上保安官	災害全般	措置命令 措置 (船舶、乗組員、乗客等に対するもの)	○ 海上における犯罪が正に行われようとするのを認めた場合又は天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であつて、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき	海上保安法第18条
自衛官 (災害派遣時に限る)	災害全般	警告 (準用)	○ 警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合に限る)	自衛隊法第94条第1項
	災害全般	措置命令 措置 (準用)	○ 警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合に限る)	自衛隊法第94条第1項

発令権者	災害種類	実施事項	勧告・指示を行う要件	根拠法令
知事、知事の命を受けた職員（洪水等は水防管理者を含む）	地すべり	指 示 (緊急)	○ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
	洪水・高潮	指 示 (緊急)	○ 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

2 避難指示等の区分

避難指示等の意味合いについては、以下のとおり区分する。

■避難指示等の区分

警戒レベル	区分	発令時の状況	市民等に求める行動
警戒レベル3	高齢者等避難	○ 要配慮者、特に避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を始めることが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
警戒レベル4	避難指示	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保	○ 既に災害が発生している場合（災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・命を守るための最善の行動をとる。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

3 避難指示等の基準

市長が行う避難指示等の発令基準は、「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」を基本とする。
 また、避難指示等の発令について、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する関係機関や県に対し、当該事項について、助言を求めることができる。

■ 避難指示等の発令基準

区分等	河川の氾濫(水位周知河川)	土砂災害	高潮災害
高齢者等避難 (警戒レベル3)	大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表され、可動堰の転倒操作を実施しても避難判断水位【水位観測所ごとに設定】に達した場合 ※水位周知河川は、釣川、山田川、八並川。 ※水位観測所は、水位周知河川に全5箇所を設置。	①～③のいずれか1つに該当する場合 ①大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」の実況で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌明け方に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合 ③強い降雨を伴う台風が夜間から翌明け方に接近・通過することが予想される場合	①～③のいずれかに該当する場合に発令する。 ①高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ②高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合 ③「伊勢湾台風」級の台風(中心気圧930Pa以下、最大風速50m/s以上(特別警報)が接近し、福岡県に達する24時間程度前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
避難指示 (警戒レベル4)	大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表され、可動堰の転倒操作を実施しても氾濫危険水位【水位観測所ごとに設定】に達した場合	①～④のいずれか1つに該当する場合 ①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④土砂災害の前兆現象(湧水・地下水の濁り・溪流の水量の変化等)が発見された場合	①～③のいずれかに該当する場合に発令する。 ①高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ②高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 ③高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合

<p>緊急安全確保 (警戒レベル5)</p>	<p>決壊や越水・漏水が発生するなど、身体に危険が及ぶような災害が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合</p>	<p>土砂災害が発生するなど、身体に危険が及ぶような災害が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合</p>	<p>海岸堤防等の倒壊や、異常な越波・越流が発生しており、命を守るために最善の行動を取る必要がある場合</p>
----------------------------	--	--	---

5 避難指示等の伝達

統括部（危機管理課）は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、すみやかに避難指示等を、市緊急情報伝達システム、防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。

この場合、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するよう努めるとともに、情報の伝わりにくい要配慮者、特に避難行動要支援者及びその支援者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に特に配慮する。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

■避難指示等の方法及び伝達事項

担当・方法	統括部（危機管理課） 関係各班 放送事業者	市緊急情報伝達システム （エリアメール・緊急速報メール、Biz FAX等） 市防災行政無線、広報車、消防団 Lアラート、テレビ、ラジオ等
	各施設管理者、自主防災組織等	口頭、ハンドマイク等
伝達事項	○ 警戒レベル ○ 避難対象地域 ○ 住民が取るべき行動	○ 避難先 ○ 避難指示等、安全確保措置の指示の理由 ○ 注意事項（戸締まり、携行品）等

6 県・関係機関への報告、要請

市長（本部長）が避難指示等を発令した場合は、県及び関係機関等にその旨を報告、要請する。

■連絡先

報告	県知事（防災危機管理局）
協力要請	消防本部、警察、地方支部等
避難所の開設要請	避難所担当職員、避難施設管理者等

7 解除とその伝達、報告

市長（本部長）は、統括部及び関係各班と連携し、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難指示等を解除し、避難所等に避難している対象者に伝達する。

また、解除後はすみやかに県知事に報告する。

8 広域的避難の支援

大規模災害等においては、被災者は他市町村への避難が必要となる場合もあるが、このような広域的避難においては、特に、女性と子どもによる避難（以下、「母子避難」という。）が多くなることが予想される。

このため、母子避難の状況及びニーズを把握し、情報の伝達手段の確保と情報の周知、避難先市町村との連携等により、避難先で必要となる生活支援としての一時金の支給、子どもへの教育・保育の提供、就職支援、広域避難者同士の交流の場の確保等、必要な支援の提供に努める。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生しようとしているときで、市民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。

統括部（危機管理課）は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。

また、本部長（市長）からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた自衛官が本部長（市長）の職権を行った場合、その旨を本部長（市長）に通知する。

なお、警戒区域の設定をしようとする場合において、必要があると認められるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する関係機関や県に対し、当該設定に関する事項について、助言を求めることができる。

※警戒区域の設定に伴い、災害対策基本法第116条第2項に基づき、立入禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金又は拘留（災害対策基本法第116条第2項）、又は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（水防法第53条）に処される。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
市長	意思決定 代行順位 その他の 委任市職員	災害全般	○ 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条第1項
	警察官 海上保安官	災害全般	○ 上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（この場合直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する）	同上 第2項
市長	自衛官	災害全般	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき（この場合直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する）	同上 第3項
	知事	災害全般	○ 市長がその事務を行なうことができなくなったとき	同上 第73条
消防長 消防署長		火災 その他	○ ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき	消防法 第23条の2第1項

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
	警察署長	火災 その他	○ 上記の場合において、消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	同上 第2項
消防吏員 消防団員		火災	○ 火災の現場において消防警戒区域を設定したとき	消防法 第28条第1項
	警察官	火災	○ 上記の場合において、消防吏員又は消防団員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	同上 第2項
消防吏員 水防団長 水防団員		水害	○ 水防上緊急の必要があるとき	水防法 第21条第1項
	警察官	水害	○ 上記の場合において、水防団長、水防団員若しくは消防吏員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	同上 第2項

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、市民等の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、迅速かつ的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限若しくは禁止又は退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、必要な情報を設定区域の市民等及び関係機関に伝達する。

4 解除とその伝達

本部長（市長）は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。

統括部（危機管理課）は、関係各班、関係機関と連携し、その旨を避難所等に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

第3 避難誘導

1 危険地域からの避難誘導

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて安全な最寄りの避難所等まで行う。

なお、避難は原則として徒歩とする。

■避難誘導の対象、担当

対 象	担 当
市 民	○ 消防団、市民対策班、健康福祉班、警察官、消防本部等 ※在宅の要配慮者、特に避難行動要支援者は、自主防災組織等の協力により行う。 ※離島については、必要に応じて海上及び航空輸送を行う。
教育施設、保育施設、福祉施設	○ 施設管理者、教職員、施設職員等
事業所等	○ 施設の防火管理者及び管理責任者等

2 避難者の携帯品等

非常持出品は、避難行動に支障をきたさない最小限のものとするが、平常時より、おおむね次のようなものを収納した非常袋を用意しておくよう啓発に努める。

■携帯品等の目安

- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 食料・飲料水（3日分程度）、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等

3 避難の誘導方法

- 避難の誘導は、病人、高齢者、幼児、障がい者その他の要配慮者、特に単独で避難することが困難な避難行動要支援者を優先する。
- 状況が許す限り指示者があらかじめ経路の安全を確認し、徒歩により避難させる。
- 自動車による避難及び家財の持ち出し等は危険なので中止させる。

被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合や、避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察、他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

その際、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施する。

4 誘導時の留意事項

- 避難の目的・場所を明確にすること。
- 自治会、世帯単位等の地域住民の生活単位ごとにまとまるように誘導し、状況に応じて班を編成して避難者の確認を行う。
- 誘導者は少なくとも先頭、中間及び後方に位置して脱落者等のないように注意する。
- 誘導に際しては、必要に応じロープ、車両等を利用する。

5 広域避難

ア 広域避難についての協議

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

イ 広域避難の実施について

市は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

ウ 避難者への情報提供

市び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。

第4 広域的避難者の受け入れ

市は、市外被災地の災害規模が甚大で、被災地である市町村から区域外への広域的な避難及び指定緊急避難場所、指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて広域的避難者の受け入れ体制を整えるとともに、県に広域避難収容に関する支援を要請する。

第5 避難所の開設

1 自主避難への対応

市が開設する避難所への避難とは別に、市民が自主避難するときは、自治会等で開設する自治公民館等を使用する。

2 避難所の開設

開設する避難所は、原則として本部長（市長）が選定する。

避難所の開設は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所担当職員が施設管理者等の協力を得て実施する。

緊急に避難所を開設する必要があるときで、施設管理者、施設の職員が勤務している場合は、避難所担当職員の到着を待たずに避難所を開設する。

なお、大規模災害等により避難所が不足する場合は、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て臨時避難所として開設を行うとともに、要配慮者に配慮して、被災地外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

※災害救助法による避難所の供与は、福岡県地域防災計画等を参照する。

※ 資料編 2-5 指定避難所及び指定緊急避難場所

(1) 避難所となる施設の建物・土地や設備の安全確認

市が指定する避難所を開設する避難所担当職員は、建物の安全確認を行う。建物の安全確認が

済むまでは危険なため、避難者の中に中に入ることはできないことを伝える。

(2) 施設内の利用できる場所の確認

利用できる場所の確認、立ち入りを禁止する場所の指定、利用できる設備や資機材の確認等、施設管理者と打ち合わせる。

(3) 避難所のレイアウトの決定

第2章予防 第3節応急活動体制の整備 第3避難体制の整備 5 避難所運営体制の整備 (3) 避難所のレイアウトづくり に記載のポイントを踏まえ、レイアウトを決定する。

(4) トイレの確保・管理

まずは、既設トイレ設備の確認を行う。既設トイレが使用できない場合は、備蓄している災害用トイレを使用する。

市民対策班は、トイレが不足していないかを確認し、必要数を確保する。男性、女性を区別し、特に女性用トイレは多く設置する。

3 避難所開設の報告

避難所担当職員は、避難所を開設したときは、市民対策班に報告を行う。

ただし、学校施設の避難所担当職員については、学校長等の協力の下、教育子ども班経由での報告も可とする。

市民対策班は、避難所担当職員からの報告を集約し、総務対策班への避難所の開設及び収容人数等の報告を行う。

統括部（危機管理課）は、県に対し、次の報告を行う。

■ 避難所開設の報告事項

- 避難指示等種別
- 対象地区名 [避難先名]
- 発令理由・発令日時
- 避難指示等対象数（世帯数・人数）
- 実避難数（世帯数・人数）
- 避難所開設数

4 避難所の孤立防止等

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域での避難所の設置・維持についての適否を検討する。

この場合、以下の点に留意する。

- 開設した避難所の付近住民に対するすみやかな周知徹底
- 警察等との連携
- 避難所責任者の専任とその権限の明確化
- 避難者名簿の作成（なお、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に関する情報についても把握する）
- 要配慮者に対する配慮

5 避難所の統合・廃止

災害の復旧状況や避難者数等により、避難所の統合及び廃止を行う。

6 収容人数等の周知

収容人数に達した、または達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため、住民への周知方法を事前に検討し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

7 感染症対策

指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

第6 避難所の運営

避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づき、地域住民（避難者）が主体となり、避難所担当職員と協力して行う。

1 避難者の受付

避難所担当職員は、受付を設置し、原則として避難者に世帯ごとに避難者カードを記載してもらい、避難者名簿を作成する。安否確認の問い合わせに対応するため、個人情報（住所、氏名等）は原則公開とするよう被災者に協力を求める。

ただし、DVや虐待等の被害により、居住地を秘匿している場合もあることから、協力を求める際には、避難者の意向を尊重する。

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等、避難生活で特に配慮を要する人（要配慮者）の状況を確認する。

運営協力のため、特技や資格も記入してもらうよう協力を求める。

※ 資料編 10-1 避難者カード

※ 資料編 10-2 避難者名簿

2 避難所利用者の組分け

避難所の居住スペースの単位で「組」を作る。自治会単位などをもとに編成。自治会役員などの協力を得て組分けをする。避難所周辺で車中泊・テント生活者や在宅など避難所以外の場所に滞在する人も組を編成する。

3 避難所運営委員会の設置

(1) 組長の選出

各組ごとにとりまとめを行う代表者（組長）を選出してもらう。

＜代表者（組長）の選出＞

□組長は避難所運営委員会の構成員にもなるため、特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交代する。

□なお、交代の際は、的確に引き継ぎを行う。

＜代表者（組長）の役割＞

□組内の意見をとりまとめ運営委員会に報告する。

□運営委員会や各運営班での決定事項は、組内全員に伝達する。

□運営委員会や各運営班の決定を受け、炊き出しや水の確保、共有スペースの掃除などは、組ごとに当番制で行う。

□組ごとに配布される食料や物資を受領し、組内に配布する。

□組内に要配慮者（高齢者や障がい者など）がいる場合は、組長を中心に組内で協力して支援を行う。

□掃除など環境の整備は、組長を中心に組内で協力して行う。

(2) 避難所運営委員会の構成員の選出

避難所利用者で編成した組の代表者、自治会・民生委員など地域の役員や自主防災組織、その他の避難所利用者の代表（女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人など、災害時に配慮が必要な人やその家族からも選出）、市担当者、施設管理者が集まり、避難所運営委員会規約（案）を参考に、できるだけ速やかに避難所運営委員会を組織する。

＜避難所運営委員会の構成員選出の際の留意事項＞

・避難所運営には女性の視点も取り入れて運営していく必要があることから、構成員には女性を加える。少なくとも3割以上は女性が参画することを目標にする。

・避難所運営委員会に出席する組長の数が多い場合は、互選で決定する。

ただし、車中泊・テント生活をする人々の組でつくる組長や、避難所以外の場所に滞在する人々でつくる組の組長は、必ず1名ずつ出席できるよう努める。

(3) 会長、副会長の選出

避難所運営委員会の構成員の中から、会長、副会長を選出する。なお、会長・副会長のいずれかに女性を選出する。

(4) 運営規約、避難所のルール作成、掲示

避難所運営マニュアルを参考に、避難所運営に必要な事項を検討し、運営規約、避難所のルールを作成する。

(5) 運営班の設置

避難所の運営に必要な具体的な業務を行うため、各運営班を設置し運営する。

■各運営班の役割（例）＊各班は、班長、副班長、班員等で構成。

班名（例）	役割（例）
総務班	・運営委員会の開催・各班の業務の調整 ・レイアウト変更検討・運営日誌の作成 ・市災害対策本部への連絡
情報班	・情報収集・情報提供 ・情報掲示板の整理・マスコミ対応
管理班	・避難者名簿の整理・避難者の入退所管理 ・安否確認対応・施設の利用管理 ・施設、設備の点検、故障対応
相談班	・避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	・食料、水等の確認・食物アレルギー対応 ・食料の調達、受入、管理、配給、炊き出し対応
物資班	・備蓄品の確認・物資ニーズの把握 ・物資の調達・受入・管理、配給
環境衛生班	・生活衛生環境の管理、避難所内の清掃・避難所の巡回 ・衛生管理(トイレ・ごみ・風呂・ペット)・感染症予防
保健班	・被災者の健康状態の確認
要配慮者支援班	・要配慮者の支援 高齢者、障がい者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦・乳幼児、外国人など、避難生活で特に配慮を要する人の支援や対策
避難所外避難者対策班	・避難所外の避難者の支援 避難所以外の場所に滞在する被災者の情報収集・伝達、食料・物資の配給、健康管理
巡回警備班	・避難所の防火、防犯対策
避難者交流班	・避難者の生きがいがづくりのための交流の場の提供
ボランティア班	・ボランティアの受入、調整、管理

4 食料、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所担当職員は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を総務対策班に請求する。

物資等を受け取ったときは、避難者で組織した食料班・物資班等と協力し、避難者に配分する。

なお、避難所は在宅避難者が必要な食料や飲料水等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点にもなることについて広報し、避難所の避難者に理解を求めよう努める。

5 運営記録の作成、報告

避難所担当職員は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日1回、市民対策班へ報告する。

傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

※ 資料編 10-3 避難所運営記録

※ 資料編 10-4 物品の受払簿（避難所用）

6 広報

避難所での広報活動は、非常用電源装置、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障がい者、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

7 長期化への対応

避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。

■長期化への対策事項

<生活環境>

- 共同利用する器具、場所等に関する生活ルールを確立する。
- 冷暖房器具、洗濯機等の生活機材を確保する。
- 間仕切り等による避難者のプライバシー保護等を行う。
- 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。

<医療・保健・福祉>

- トイレ（し尿処理）、入浴施設、水道、下水道、清掃、ごみ処理などの衛生対策について、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、細やかなケアを行う。
- 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化、インフルエンザ等集団感染などの防止、精神安定化等を図るため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- 「医療・保健・福祉の専門職」の視点（女性、高齢者、幼い子どもたちの目線）を取り入れる。
- 福祉避難所の開設と要配慮者の移送・誘導等を検討する。

<乳幼児・女性>

- 乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。
- トイレ・更衣室以外にも女性専用スペース、女性用物干し場を設置する。

<防犯>

- 避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。
- 避難所のパトロール等（女性や子どもに対する性暴力や虐待等の予防）を行う。

<その他>

- ボランティア等支援スタッフを確保する。
- 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。

8 避難者の把握及び避難所の生活環境の把握

(1) 避難者の把握

市民対策班は、避難所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報を早期に把握する。

また、避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を把握し、県等への報告を行う。

(2) 避難所の生活環境の把握

市民対策班は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。

そのため、食事給与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要であれば対策を講じる。

避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。

また、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースを確保する。

9 車中泊避難への対応

車中泊の避難者は、避難者カードの活用などにより、避難状況を把握し、複数の車中泊者が集まる場所では、避難所に避難している人と同様に、車中泊者が組を編成し、最寄りの避難所での

運営に参画してもらおう。また、車中泊者に対しても、ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ、チラシ、ポスター等により、避難者支援に係る情報を周知する。

健康福祉班は、エコノミークラス症候群の防止、感染症予防、生活習慣病などの疾患の発症や悪化予防及び心身機能の低下の防止に努める。

10 在宅避難への対応

在宅で生活可能な者のうち、食料、水、日用品等の入手が困難なもの（在宅避難者）については、避難所利用者に準じ救援措置をとる。

(1) 在宅避難者の把握

在宅避難者の把握については、避難所での避難者の把握に準じて、原則として最寄りの避難所で状況を把握する。

(2) 食料等の配給

ア. 在宅避難者への食料等の配給は、各避難所又は状況により地区の要所で行う。

イ. 配給の実施機関は、配給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間とする。

第7 旅行者、滞在者の安全確保

高速道路、鉄道等の交通機関の不通により、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、旅行者等の滞留者に対し、市は、交通機関の管理者等と連携し、各種支援を行う。

1 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所へ誘導し、安全を確保する。

また、交通機関の管理者等は、市、警察等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行う。

2 施設等の提供

滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき、又は危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの避難所等に滞留者を誘導する。

第7節 救助・救急・消防活動

項 目
第1 行方不明者名簿の作成
第2 救助活動の実施
第3 救急活動の実施
第4 消防活動の実施

※ 救助・救急・消防活動を実施するに当たっては、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等と協力して行う。

第1 行方不明者名簿の作成

市民対策班は、所在の確認できない市民に関する問い合わせや、行方不明者の搜索依頼の受け付けを行い、行方不明者名簿を作成する。

※ 資料編 11-1 行方不明者名簿

■行方不明者名簿

- 市庁舎に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
- 行方不明者が、避難所にいないか、まず避難者名簿で確認する。
- 行方不明者名簿は、警察及び消防本部にも提供する。

第2 救助活動の実施

1 救助活動

消防団は、消防本部と連携して救助隊を編成し、救助情報をもとに災害現場に出動する。

また、市長は災害の規模、状況等に応じて市職員等を配備する。

救助隊は、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等をふまえて、消防本部、警察、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

また、避難行動要支援者支援システム及び避難行動要支援者名簿を活用し、救助活動を実施する。

なお、行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察に連絡する。

2 応援要請

救助活動が困難なときは、警察、隣接消防機関等の応援を要請する。

自衛隊の応援が必要なときは、県知事に派遣要請を依頼する。

また、救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達が困難なときは、県及び隣接市町の協力又は建設事業者団体等に出動を要請する。

3 市民及び事業所等の救助活動

市民及び事業所等は、災害が発生したときは、市防災倉庫・水防倉庫及び自主防災倉庫等の救助資機材を活用し、救助活動を行う。

なお、消防団及び消防本部等の救助隊が到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力する。

4 海外からの救援部隊等の受け入れ

海外からの支援の受け入れについては、基本的に国において判断されることから、国と連絡調整を図りながら対応する県と連携し、活動に協力する。

第3 救急活動の実施

消防団及び健康福祉班は、消防本部、警察、自主防災組織等と連携・協力して、次のように救急活動を行う。

■救急活動の内容

- 救助現場から救護所又は救急病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。
- 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。
- 傷病者が多数発生したときは、警察（第1）、市（第2）、自主防災組織（第3）等に搬送を要請する。
- 市内の搬送先病院で収容できないときは、市外の受入れ可能な医療機関へ搬送する。
- 道路の被害等で救急車による搬送ができないときは、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

第4 消防活動の実施

1 活動体制の確立

消防団長は、消防本部と連携し、災害により通常の体制では対処できない被害が発生したときは、非常警備を発令し、非常警備体制を確立する。

また、消防団長は、災害により必要と判断したときは、団員を非常招集し、適切な体制を確立する。

2 同時多発火災に対応する基本方針

同時多発火災に対応する基本方針は、次のとおりである。

■基本方針

- 消防団は、多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。
- 市民及び事業所は、自らが出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止に努める。

3 留意事項

消防団は、消防本部と連携し、次の点に留意して消防活動を行う。

■消防活動の留意事項

- 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- 延焼火災が発生している地区は、直ちに市民の避難を呼びかけ、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を努める。
- 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- 病院、避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- 地域住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

4 活動内容

消防団は、災害時に次のような活動を行う。

■消防団の活動内容

出 火 防 止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じて市民に対し、出火防止の広報を行う。 ○ 出火時は、市民の協力を得て、初期消火を行う。
消 火 ・ 救 急 救 助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災時は、関係機関と協力し、消火活動を行う。 ○ 火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。
避 難 誘 導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示等がなされたときは、市民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

5 市民、自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、火災が発生した場合、関係機関への通報及び初期消火活動を行い、消防団及び宗像地区消防本部が到着したときは、その指示に従う。

6 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、関係機関への通報、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- 周辺住民に対する必要な情報の伝達
- 関係者以外の立入り禁止措置等の実施

7 消防広域応援要請

現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救助事象等が発生した場合、「消防相互応援協定」及びその他の相互応援協定に基づき、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。また、ヘリコプターが必要な場合は、ヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

なお、詳細は第4節 第3「消防応援の要請、受け入れ等」を参照。

8 消防用緊急通行車両の通行の確保

消防吏員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行う。

なお、当該命令又は措置を執った場合には、直ちにその旨を警察署長に通知する。

第8節 医療救護活動

項 目
第1 医療救護チームの編成
第2 医療救護所の設置
第3 医療救護活動
第4 広域後方医療施設の確保と搬送
第5 医薬品、医療資機材の確保
第6 被災者の健康と衛生状態の管理
第7 個別疾病対策
第8 心のケア対策

災害が発生した時は、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資機材の調達などの初期医療体制を整える。

また、初期医療の医療救護所で対応できない場合は後方医療として後方医療機関、災害拠点病院で対応する。

なお、本市が属する宗像保健医療圏において、宗像水光会総合病院が災害拠点病院として指定されている。

第1 医療救護チームの編成

1 医療情報の収集

健康福祉班は、県及び宗像医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。

- 医療施設の被害状況、診断機能の確保状況
- 医療救護所の設置状況
- 医薬品、医療器具等の需給状況
- 医療施設、救護所等への交通状況
- その他参考となる事項

2 要請及び出動

健康福祉班は、必要に応じて、次のように医療救護チームの派遣を要請する。

災害により多数の傷病者が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宗像医師会に医療救護チームの派遣を要請する ○ 災害の状況に応じ、県知事に対し必要な措置を要請する
医療関係者が自ら必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する

3 医療救護チームの編成

健康福祉班は、多数の傷病者が発生した場合は、宗像医師会に医療救護チームの編成・派遣を要請する。また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

宗像医師会は、宗像歯科医師会、宗像薬剤師会と連携し、医療救護チームを編成する。災害の規模、状況によっては、市外の公立病院その他の応援を要請する。

なお、救護チームには、以下の他に歯科医師や精神科医等も配置するなど、被災者への多様な対応が可能な体制を整える。

名 称	編成機関	チームの構成	備 考
医療救護チーム	宗像医師会	医 師：1～2名 看護師：1～4名 薬剤師：1名 補助員：1名	必要に応じて運転手：1名

第2 医療救護所の設置

健康福祉班は、次の点に留意し、医療救護所を設置する。

医療救護所は、原則として指定避難所に設置するが、状況に応じて災害現場に近い公民館、集会所等の公共施設、医療施設等に設置する。

また、病院等と協力して医療救護所の医療環境を整える。

なお、医療救護所には、医師、看護師、薬剤師のほか、歯科医師や精神科医等を配置し、被災者への多様な対応が可能な体制の整備に努める。

※ 資料編 11-2 医療救護所開設状況報告

■医療救護所設置の留意点

- 被災傷病者の発生及び避難状況
- 医療救護チームの配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- 被災地の医療機関の稼働状況
- 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
- 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

第3 医療救護活動

医療救護チームの活動内容は、次のとおりである。

■医療救護チームの活動内容

- 傷病者の傷病度合の判別（トリアージ、トリアージタグの活用*）
- 傷病者の応急処置
- 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージタグ*の活用）
- 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- 助産救護
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

■医療機関の活動内容

- 被害情報の収集及び伝達
- 応需情報（診療可能状況）の報告
- 傷病者の検査及びトリアージ
- 重症患者の後方医療機関への搬送
- 傷病者の処置及び治療
- 助産救護
- 医療救護チーム、医療スタッフの派遣
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

※トリアージ：傷病者の重症度と緊急度を判定し、治療や後方搬送の優先順位を決めること。

※トリアージタグ：トリアージ区分の識別表で、収容医療機関への連絡事項等を簡単に記したメモのこと。

（注意事項）クラッシュ症候群（手足等の圧迫から起こる全身障がい）は一見して重症に見えないので注意が必要。

第4 広域後方医療施設の確保と搬送

1 広域後方医療施設の確保

健康福祉班は、一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数をすみやかに把握し、救護所から搬送される重症傷病者を収容できる医療施設を確保する。

また、市内の医療施設では収容が困難な重症傷病者については、市外の受入れ可能な医療機関に収容する。

なお、市外への転送が必要な時は、県又は近隣市町村へ協力を要請する。

2 被災傷病者等の搬送

災害により被災した傷病者等は、次のように搬送を行う。

搬送手段がないときは、市民の協力を得て搬送するか、又は消防団、警察、広域後方医療施設へ搬送要請を行う。

なお、統括部（危機管理課）は、交通の状況により医療機関への搬送が救急車等では困難な場

合は、県にヘリコプターでの搬送を要請する。

■傷病者等の搬送先と搬送主体

搬送先	搬送主体
被災現場から医療救護所、医療施設等へ	消防本部、警察、市、自主防災組織等
医療救護所から広域後方医療施設へ	医療救護チームを派遣した機関
医療機関から広域後方医療施設へ	当該医療機関

第5 医薬品、医療資機材の確保

1 医薬品、医療資機材の確保

健康福祉班は、医薬品、医療資機材が不足するときは、原則として次のとおり医療資機材を確保する。

また、市の要請で出動した医療救護チームが使用する医薬品等は、市が調達したもので対応するが、医療救護チームが携行した医薬品を使用した場合、費用は市が実費弁償する。

■医薬品等の調達

- 薬剤師会、医薬品販売業者から調達する。
- 不足する場合は、宗像医師会が保有する医薬品、医療資機材を調達する。
- 入手が困難な場合は、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。

2 輸血用血液の確保

輸血用血液が必要なときは、福岡県赤十字血液センターからの供給を要請する。

また、必要に応じて市民に献血の協力を呼びかける。

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

宗像・遠賀保健福祉環境事務所は、被災地の避難所、自宅における疾病予防等のため、公衆衛生保健活動を行う。

健康福祉班は、この活動に協力する。

1 生活環境の整備、確認

宗像・遠賀保健福祉環境事務所は、台所、トイレ等の衛生管理の徹底、手洗い等の衛生習慣の強化について指導し、必要な支援を行う。

2 健康状況の把握

宗像・遠賀保健福祉環境事務所は、巡回相談等を通じて被災者の健康状態を把握し、新たな健康問題の発生、慢性疾患の悪化等の防止や早期発見に努める。

健康福祉班は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所や宗像医師会等と協議しながら、被災者に対する健診体制を確保する。

3 相談・指導

宗像・遠賀保健福祉環境事務所は、健康福祉班と協力して巡回相談等の場で必要な指導を行う。

特に、避難生活により発生が危惧される感染症、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、高齢者の生活機能低下、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）等の精神的不安等への対応を強化し、未然に発生を防止する。

4 医療の確保

宗像医師会を通じて管内医療機関と連携を強化し、医療への依存度の高い慢性疾患患者への医療体制の確保に努めるとともに、県保健医療調整本部を通じて広域の支援体制を確立する。

第7 個別疾病対策

健康福祉班、宗像医師会は、県保健医療調整本部と連携して、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、病院、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

1 透析患者への対応

宗像医師会は、日本透析医会災害時情報ネットワークを活用するほか、県透析医会及び県保健医療調整本部等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集把握し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供するとともに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、食料などの供給、患者搬送及び復旧について関係機関と調整する。

健康福祉班は、宗像医師会等と連携して、透析患者へ利用可能な医療機関等の情報提供に努める。

2 在宅難病患者への対応

健康福祉班は、難病患者等専門的緊急対応を必要とする被災者の支援のため、県保健医療調整本部、関係機関等と連携し、保健活動を行うとともに、在宅難病患者の搬送及び救護について、宗像医師会及び医療機関等と連携し、適切に対応する。

3 在宅人工呼吸器使用者への対応

健康福祉班は、避難行動要支援者名簿等により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、宗像医師会、県保健医療調整本部等と連携して、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

なお、在宅療養の継続や避難等に際し、市による支援が困難な場合は、県へ支援を要請する。

4 周産期母子への対応

健康福祉班は、妊産婦や新生児の安否及び体調等を確認し、県保健医療調整本部と連携・協力して、周産期母子医療センター（県指定又は認定）等と情報共有を図り、周産期母子の健康を守るとともに、避難生活によるストレスの軽減等に向けた支援を行う。

また、周産期母子医療センターへの搬送が必要な際は、宗像医師会及び周産期母子医療センター等と連携し対応するとともに、必要に応じて、県へ支援を要請する。

第8 心のケア対策

健康福祉班は、大規模な災害が発生したとき、又は避難生活が長期化する場合は、福岡県精神保健福祉センター、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、精神科医療機関、児童相談所職員等の協力により、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や要配慮者のPTSD（心的外傷後ストレス障がい）等の精神的不安への対策を行う。

なお、生活環境の変化によって女性が抱える不安や悩み、ストレス、男性の精神面での孤立（他人に弱音を吐くことを避ける傾向があるため）などについても配慮する。

そのため、男女共同参画の視点に基づき、メンタルヘルスケアに係る相談体制を整備するとともに、相談窓口の周知方法を工夫する。

■活動内容

- 精神科救護チームは、巡回相談等を行う。
- 精神科救護チームは、プライバシーの保護に配慮し、相談窓口や電話相談などの相談業務を行う。

第9節 要配慮者対策

項 目
第1 避難行動要支援者の安全確保、安否確認
第2 避難行動要支援者の避難支援
第3 避難所の要配慮者に対する応急支援
第4 福祉避難所等の確保、要配慮者の移送
第5 要配慮者への各種支援
第6 福祉仮設住宅の供給
第7 福祉仮設住宅での支援
第8 外国人等への支援対策
第9 帰宅困難者への支援対策
第10 災害対応に携わる者への支援

要配慮者のうち、避難行動要支援者は、以下に挙げる者のうち市内に居住し、災害時に自力での避難が困難で特に避難支援を要する者である（入院又は入所している者を除く）。

- 要介護状態区分が要介護3以上の者
- 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障がいの程度が身体障害者程度等級表の1級又は2級に該当する者
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障がいの程度が精神障害者程度等級表の1級に該当する者
- 療育手帳の交付を受けている者で、障がいの程度が重度（総合判定A）である者
- その他災害時の避難等に際して、支援が必要な者

第1 避難行動要支援者の安全確保、安否確認

1 安全確保

健康福祉班は、災害初期の緊急措置として、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等に要請し、個別避難計画に基づき、避難行動要支援者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

2 安否確認

健康福祉班は、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を行う。

安否確認は、避難行動要支援者支援システム及び避難行動要支援者名簿の情報を活用し、次の方法で名簿を作成し、実施する。

■安否確認の方法

- 自主防災組織の調査に基づく報告
- 民生委員児童委員の調査に基づく報告
- 福祉関係団体等の調査に基づく報告
- 避難者名簿に基づく報告
- 宗像・遠賀保健福祉環境事務所その他関係機関の調査に基づく報告
- 一人暮らし高齢者の緊急通報装置による確認報告（業者委託）又は市が名簿により直接確認
- 身体障がい者（世帯）、生活保護世帯の一人暮らし世帯等に対し、市が名簿により直接確認

第2 避難行動要支援者の避難支援

市民対策班及び健康福祉班は、地域住民の避難誘導を行う際には、避難行動要支援者の避難支援について十分に考慮をする。

なお、地域住民の避難にあたっては、自主防災組織等がすみやかに地域住民を集団避難させることを原則とする。

第3 避難所の要配慮者に対する応急支援

健康福祉班は、避難所担当職員等を通じて、避難所の要配慮者への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。

なお、要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供は、遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災2～3日目からは、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始するよう努める。

■避難所の要配慮者への支援内容

ケアサービスリストの作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な介護・介助要員の種別、人数 ○ 必要な介助用具（車椅子、つえ等）の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踏み板等の設置による段差の解消 ○ 簡易ベッド ○ パーティション（間仕切り） ○ 車椅子、紙おむつ、障がい者用携帯トイレ等
要配慮者専用スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数部屋への割り当て ○ 冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適温食と高齢者、乳幼児、外国人、妊産婦、食事管理を要する者等に配慮した食事の供給 ○ ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 掲示板の設置、手話通訳の派遣 ○ ボランティアによる個別情報伝達

第4 福祉避難所等の確保、要配慮者の移送

1 福祉避難所等の確保

健康福祉班は、必要と認めるときは、要配慮者専用の福祉避難所を確保するとともに、必要に応じて市内福祉施設等に緊急受け入れを要請する。

なお、福祉避難所の開設においては、利用できる施設の中から、応急危険度判定を受け使用に差し支えないことを確認した施設において、福祉避難所の開設を行う。

※ 資料編 6-2 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

■福祉避難所等の確保

- あらかじめ指定した福祉避難所の確保（原則として、たたみがある施設）
 - ・福祉避難所として市と協定を締結した福祉施設
- 不足するときは、県と協議し、社会福祉施設等に特別受け入れ要請
 - ・老人保健施設、老人ホーム、障がい者福祉施設など

2 福祉避難所等への移送

健康福祉班は、福祉避難所等が確保されたときは、関係機関への要請やボランティア等の協力を得て、すみやかに要配慮者を移送する。

この際、要配慮者の家族も、必要に応じて福祉避難所等へ避難させることができる。

3 福祉避難所の管理・運営

福祉避難所を開設したときは、担当職員を派遣し、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（厚生労働省）等に基づき、福祉避難所の管理・運営にあたる。また、担当職員の交代要員を確保する。

なお、大規模災害発生当初は、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。

第5 要配慮者への各種支援

健康福祉班は、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や避難所等の要配慮者に対し、巡回ケアサービスや相談業務など次のような支援を行う。

■要配慮者への支援内容

- 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康診断等
- ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援
- ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- チラシ、点字等による障がい者向けの広報活動等
- 保健師等によるケア
- 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用した生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供

第6 福祉仮設住宅の供給

建設班は、健康福祉班と連携し、県と協議のうえ必要と認めるときは、要配慮者向けの福祉仮設住宅を建設、供給する。

建設、供給においては、次の点に留意する。

■供給の留意点

- 要配慮者のニーズに応じた住宅仕様の検討
- 要配慮者の程度に応じた優先的な入居の配慮

第7 福祉仮設住宅での支援

健康福祉班は、関係機関や関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅において、次のような支援を行う。

■福祉仮設住宅での支援内容

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 健康診断、心のケア対策の実施
- ケースワーカー、カウンセラー等による全般的な生活相談
- 各種行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣
- その他要配慮者向けサービスの実施

第8 外国人等への支援対策

1 外国人の支援対策

市民対策班は、県、警察、国際交流協会、ボランティア団体等と連携し、市内の外国人の被災情報の把握、相談対応を行う。

また、外国人及び関係者に県が実施する（公財）福岡県国際交流センターでの外国人県民相談のほか、ホームページやFM放送などによる多言語での情報発信を行う。

さらに、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて県及び国際交流センターとの連携を図り、外国語を話すことができるボランティアを確保する。

2 旅行者への対応

災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等からの情報を収集し状況を把握するとともに、災害応急対策の実施に際し、関係機関等から情報提供の要請があった場合には迅速に提供する。

第9 帰宅困難者への支援対策

災害により、公共交通機関が停止した場合に、すみやかに帰宅できない帰宅困難者や徒歩による帰宅者に対して支援を行う。

1 徒歩帰宅者への支援

通勤・通学者等の徒歩による帰宅を支援するため、企業・事業者等の店舗などにおいて、トイレや水道水、地図などによる道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する。

2 帰宅困難者への支援

職場・学校・駅などに滞在する帰宅困難者に対して、災害関連情報等の提供を行うとともに、避難所等において一時的な休息・宿泊場所の提供を行う。

なお、滞在場所の運営に当たっては、男女のニーズの違い等多様なニーズに配慮するよう努める

第10 災害対応に携わる者への支援

救助、救援、医療及び消火活動、ライフラインの復旧等に係わる業務が、子育てや介護等の家庭的責任を有する職員等も参画して、すみやかに実施できるよう災害発生直後から子育て、介護支援を行う。

なお、子育て、介護支援に必要な施設の早期復旧が困難な場合は、避難所や市庁舎等において、緊急対応の場として一時的に利用することを検討する。

第10節 交通・輸送対策

項 目
第1 交通情報の収集、規制
第2 道路及び海上交通の確保
第3 車両等、燃料の確保、配車
第4 緊急通行車両の確認申請
第5 緊急輸送
第6 物資輸送拠点の設置
第7 放置車両等の対策
第8 臨時ヘリポートの設置

第1 交通情報の収集、規制

1 情報収集

建設班は、産業班と連携し、警察、第七管区海上保安本部、港湾管理者から道路及び船舶の交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、関係各班に伝達する。

2 市道の交通規制

建設班は、必要に応じ、道路管理者として市道の交通規制を実施する。
交通規制に際しては、警察と密接に連絡をとる。

(1) 相互連携・協力

警察と連携し、パトロール等を実施して迅速に被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を把握し、相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。緊急を要する場合は事後すみやかにその内容及び理由を通知する。

(2) 交通規制の標識等

道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合は、緊急な場合を除き、規制対象等を表示した標識等を設置する。

※ 資料編 11-4 緊急車両以外の車両通行止め標示

(3) 広報

道路交通の規制の措置を講じた場合は、必要に応じて、その内容及びう回路等について明示して、交通関係業者、一般通行に支障がないように努める。

■交通規制の区分、内容等

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和35法律第105号）第4条
	○ 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法 第76条
警察署長等	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法第5条 又は第114条の3
警 察 官	○ 車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第6条 又は第75条の3
	○ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官及び 消防職員	○ 警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	災害対策基本法 第76条の3第3項 及び第4項
道路管理者	○ 道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法（昭和27年法律 第180号）第46条

3 海上交通の規制

第七管区海上保安本部は、災害時によりその規模、態様若しくは海域の状況に応じ、危険防止等のため船舶交通の禁止又は制限及び指導の措置を講じる。

産業班は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、漁港・港湾施設の使用を制限若しくは禁止し、又は使用等について必要な指導を行う。

また、第七管区海上保安本部と連携し、災害発生時その規模・態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に協議する。

第2 道路及び海上交通の確保

1 通行の禁止、制限

道路管理者は、道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

また、道路管理者は、警察と連携・協力し、交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して迅速に管内の交通情報の把握に努め、その状況及び措置について警察へ連絡する。

なお、通行の禁止及び制限を行った場合は、必要に応じて適当な回路等を明示し、一般の交通に支障がないように配慮する。

2 緊急輸送道路の確保

建設班は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、道路管理者と連携し、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送道路における状況について、警察と密接に連絡をとる。

3 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資等の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。

市域の該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。

■緊急輸送道路の指定状況

路線区分	市域の路線
緊急輸送道路（1次）	一般国道：3号、495号
緊急輸送道路（2次）	主要地方道：宗像玄海線、若宮玄海線、福間宗像玄海線、 宗像篠栗線 一般県道：田島田熊線

なお、災害対応拠点をつなぐために最優先で啓開すべき必要最低限度の緊急輸送道路（啓開道路）については、国道3号及び福間宗像玄海線が指定されている。

4 道路の障害物の除去

建設班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、建設事業者団体等に出動を要請して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。

なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

5 海上輸送路の確保

漁港及び港湾の管理者は、漁港・港湾等の施設を点検し、施設の被害情報を把握するとともに、応急復旧などを行い、海上緊急輸送機能を確保する。

また、県、自衛隊、第七管区海上保安本部等の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

第3 車両等、燃料の確保、配車

1 車両、燃料の確保

(1) 車両、燃料の調達

総務対策班は、次のとおり車両の借り上げ、燃料の調達を行う。また、災害時における燃料の供給に関する協定に基づき、災害応急対策車両を指定する。市内石油販売業者に災害応急対策車

両確認標章を提示し、燃料の優先供給を要請する。

■車両、燃料の調達

区 分	内 容
市有車両の把握	○ 調達可能な市有車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	○ 市有車両で対応が困難なときは、輸送業者等から借り上げる。
燃料の調達	○ 各班の市有車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料の調達を行う。
災害応急対策車両	○ 市有車両、廃棄物収集運搬車両、し尿収集運搬車両、災害時指定する車両

(2) 配車

総務対策班は、各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て総合的に調整し、配車する。車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

資料編 2-10 市有車両一覧

2 船舶の確保

産業班は総務対策班と連携し、本土と離島を結ぶ緊急輸送において、市営渡船を確保する。また、必要に応じて海上タクシー等を活用する。

3 県への要請依頼

統括部（危機管理課）は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合、県を通じてヘリコプター、船舶等による輸送を要請依頼する。

第4 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両の申請

災害対策活動に従事する車両は、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の規制又は制限を行ったときは、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため、県知事又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける必要がある。この緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両とする。

総務対策班は、災害対策に使用する車両について、県又は公安委員会（各警察署）に対し所定の書類をもって申請する。

2 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両として事前届出を申請している車両は、県又は公安委員会（各警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略してすみやかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

- ※ 資料編 11-3 緊急通行車両事前届出書
- ※ 資料編 11-5 緊急通行車両通行標章
- ※ 資料編 11-6 緊急通行車両確認証明書

3 緊急通行車両の使用

緊急通行車両として使用するとき、各車両ごとに緊急通行車両確認証明書、通行標章の交付を受ける。交付された標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつける。

警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

第5 緊急輸送

受援班物的支援受入れ係は、避難所を開設したときは、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、必要に応じて、人員、食料、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。

多数の避難所へ搬送が必要なときは、輸送業者に搬送を要請する。

統括部（危機管理課）は、道路交通の途絶により航空輸送が適切と判断されるときは、県にヘリコプターの出動を要請する。

■緊急輸送の範囲

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○ 後方医療機関へ搬送する傷病者等 ○ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 ○ その他初動応急対策に必要な人員、物資
第2段階	<p>上記第1段階の続行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ○ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階	<p>上記第2段階の続行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧に必要な人員、物資 ○ 生活必需品

第6 物資輸送拠点の設置

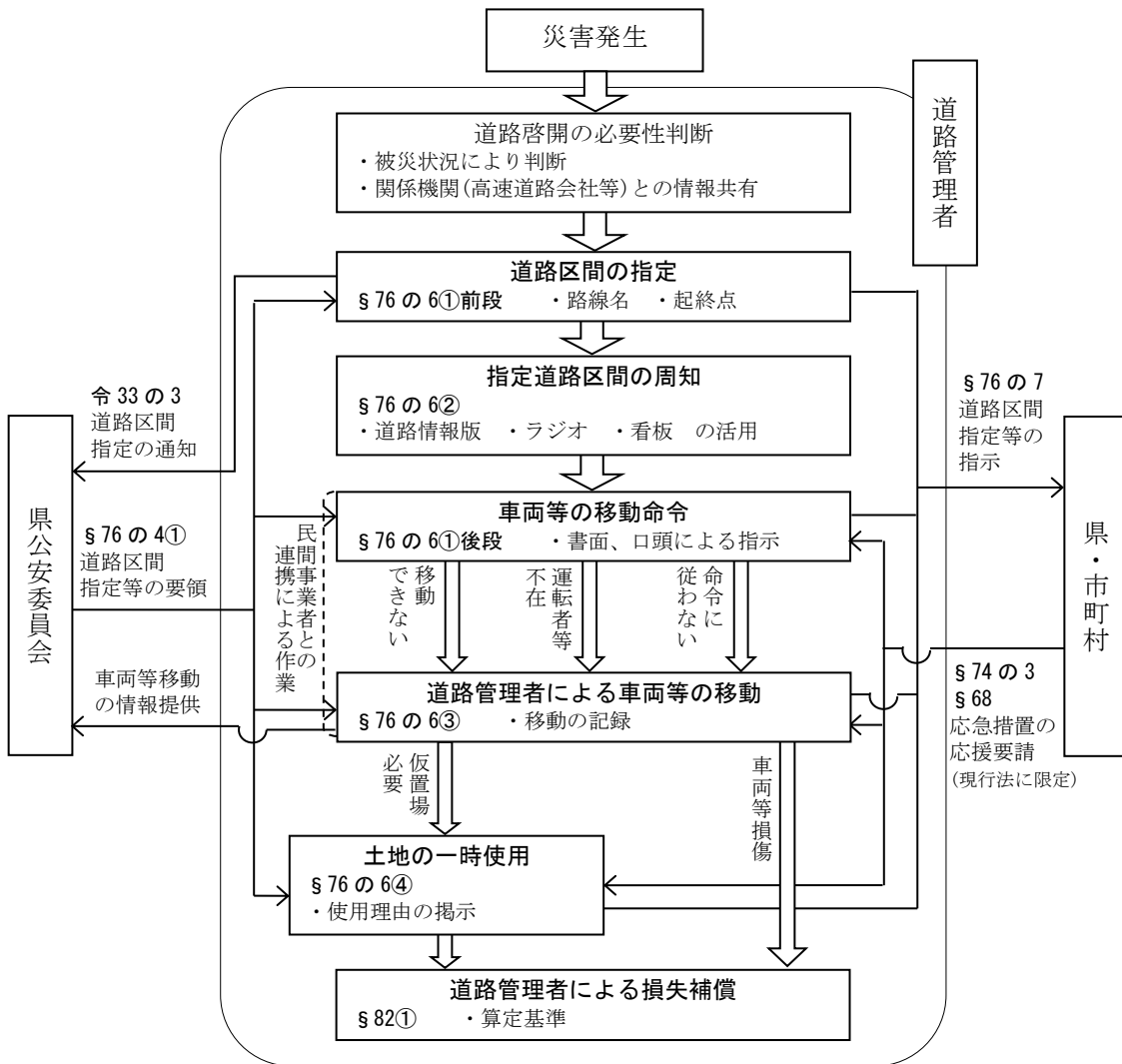
受援班物的支援受入れ係は、備蓄物資だけでは不足し、業者等から調達するとき、又は大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて第2章予防 第3節応急活動体制の整備 第6 輸送体制の整備 4 物資輸送拠点の整備のとおり、物資輸送拠点を開設する。

第7 放置車両等の対策

道路管理者は、災害時における放置車両等の取り扱いについて、災害対策基本法に基づき、次の措置を講じる。

- ア. 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- イ. 道路管理者は、アの措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。
- ウ. 市長は、知事からの指示等があった場合には、すみやかにアの措置を実施する。

参考：基本法に基づく車両等の移動の流れ



※明朝体の文言は、法律・政令には位置づけられていないが、施行通知・運用手引き等に記載されている主な事項。

第8 臨時ヘリポートの設置

統括部（危機管理課）は、産業班と連携して、必要に応じて臨時ヘリポートを開設する。

※ 資料編 2-9 災害時における臨時ヘリポート

第11節 生活救援活動

項 目
第1 飲料水の確保、供給
第2 食料の確保、供給
第3 炊き出しの実施、支援
第4 生活物資の確保、供給
第5 物資の受け入れ、仕分け等
第6 被災者相談

第1 飲料水の確保、供給

1 給水需要の調査

宗像地区事務組合は、災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、応急給水の需要を把握する。

2 給水活動の準備

宗像地区事務組合は、給水需要に基づき、次のように給水活動の準備を行う。

応急給水の目標水量の目安としては、災害発生後3日間は飲料水として3ℓ/人・日とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標として設定する。

■応急給水の目標水量

経過日数	目標水量	市民の運搬距離	給水レベル
3日間	3ℓ/人・日	おおむね 1km 以内	飲料水（生命維持用水）
10日	20ℓ/人・日	おおむね 250m以内	飲料水+炊事用水+トイレ用水
21日	100ℓ/人・日	おおむね 100m以内	上記+洗濯水+避難所での入浴
28日	約250ℓ/人・日	おおむね 10m以内	自宅での洗濯・入浴
29日以降	通水	—	被災前と同水準

■給水活動の準備事項

活動計画作成	○給水方法 ○人員配置	○給水量 ○広報の内容・方法	○資機材の準備 ○水質検査等
資機材などの確保	○ 保有する車両及び資機材を使用する。 ○ 不足するときは業者から調達する。		
応援要請	○ 市単独で飲料水の確保、給水活動等が困難なときは、近隣市町村及び宗像・遠賀保健福祉環境事務所に応援を要請する。		

3 給水活動

宗像地区事務組合は、原則として避難所に給水所を設置し、被災者への給水を行う。なお、給水所は必要に応じて、病院や社会福祉施設等の施設にも設置する。

給水所では、避難所担当職員等の協力を得て、市民が自ら持参した容器により給水を行う。容器が不足するときは、給水袋等を用意し、使用する。

また、給水所の設置場所には、給水所の看板等を掲示する。

市のみでは飲料水の確保、給水等が困難なときは、県、自衛隊、及び近隣市町に応援を要請する。

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、応援機関の協力を得て、水源地や飲料水兼用耐震性貯水槽から給水タンク車、給水容器等を使用して行う。

(2) 井戸の活用

民間井戸等が利用できるときは、所有者に協力を要請し、使用する。

なお、井戸は状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、使用前に水質調査を実施し、飲料水として不適切なときは、生活用水として利用する。

(3) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間を要するときは、状況により仮配水管等の設置を行う。

4 広報

宗像地区事務組合は、総務対策班と連携し、給水所の場所、給水の日時、方法等の広報を行う。

第2 食料の確保、供給

1 食料供給の対象者等

食料は、次の者を対象に、弁当、パン又は米飯の炊き出し等により供給する。食料の確保については、食物アレルギーへの配慮に努める。

また、乳幼児に対しては、粉ミルク等を供給する。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所等に収容された者
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■災害救助法による食料の給与

給与の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所等に収容された者 ○ 住家の被害（全焼、全壊、流失、半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者 ○ 市長が、給与が必要と認めた者
給与の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炊き出しを行うときは、知事に直ちに災害応急用米穀の供給申請を行う ○ 県知事が指定する者から給与を受ける

2 需要の把握方法

統括部（危機管理課）は、食料の需要について、市民対策班からの情報を通じて把握する。

■把握方法

- 避難所等の必要数は、統括部（危機管理課）が把握する。
- 住宅残留者は、自主防災組織等の協力を得て統括部（危機管理課）が把握する。
- 災害応急対策活動の従事者の必要数は、統括部（危機管理課）が把握する。

3 業者からの調達

受援班物的支援受入れ係は、食料の需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、協定締結先から、パン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、野菜等を調達する。

4 国の米穀等の調達

本部長（市長）は、災害の発生に伴い炊き出し等の給食に必要なときは、米穀等の供給を県に要請する。

米穀等の受領は、県知事の指示に基づき、九州農政局又は倉庫の責任者から調達する。

なお、手続きは、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領による。

5 食料の輸送

受援班物的支援受入れ係は、原則として調達業者又は輸送業者に避難所等の指定地まで食料の輸送を依頼する。

業者の輸送が困難なときは、総務対策班が市有車両を利用し輸送する。

6 食料の配分

食料は、原則として避難所で供給する。

避難所担当職員は、避難者で組織した食料班等の協力を得て配布する。

なお、乳幼児や高齢者、食物アレルギー等の食事管理を要する者等を優先し、公平な配布に留意する。

第3 炊き出しの実施、支援

1 炊き出しの実施

市民対策班は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、炊き出しを行う。
また、自主防災組織は、必要に応じて自ら炊き出しを行う。

2 炊き出しの方法

炊き出しの方法は、次のとおりである。

■炊き出しの方法

- 炊き出し場所は、状況に応じて避難所となる施設の給食棟・家庭科室、調理室を使用する。なお、それらの施設や部屋が使用できない場合は、屋外の適切な場所を確保して炊き出しを行う。
- 不足する調理器具、燃料、食材等は業者から調達する。
- 状況に応じて自衛隊、ボランティア等に協力を要請する。
- 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

第4 生活物資の確保、供給

1 生活物資供給の対象者等

生活物資供給の対象者、品目は、次のとおりである。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所等に収容された者
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
- 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■供給品目

- 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- 被服（洋服、作業衣、婦人服、子ども服、肌着等）
- 身廻品（タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類）
- 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁、ガス器具等）
- 食器（茶碗、汁椀、皿、はし等）
- 保育用品（ミルク、紙おむつ、ほ乳びん等）
- 光熱材料（マッチ、ロウソク、簡易コンロ等）
- 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、バケツ、トイレトペーパー、乾電池等）
- 生理・衛生用品
- その他

■災害救助法による生活必需品の給与

給与の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家の被害（全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等）を受けた者 ○ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 ○ 生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者
給与の方法	○ 一括購入し、又は備蓄物資から給与・貸与する。
費用の限度額	○ 福岡県災害救助法施行細則で定める額
給与・貸与期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から10日以内 ○ 特別の事情があるときは内閣総理大臣の承認を得て延長できる。

2 需要の把握方法

統括部（危機管理課）は、生活物資の需要について、食料と同様に、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮し、市民対策班からの情報を通じて把握する。

■把握方法

- 各避難所等での必要数は、統括部（危機管理課）が把握する。
- 住宅残留者の必要数は、自主防災組織等の協力を得て統括部（危機管理課）が把握する。
- 災害応急対策活動の従事者の必要数は、統括部（危機管理課）が把握する。

3 業者からの調達

受援班物的支援受入れ係は、需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、協定締結先から生活物資を調達する。

4 生活物資の輸送

受援班物的支援受入れ係は、原則として調達業者又は輸送業者に避難所等の指定地まで食料の輸送を依頼する。

業者の輸送が困難なときは、総務対策班が市有車両を利用し輸送する。

5 生活物資の保管

調達した生活物資の仕分け、保管等が必要なときは、原則として物資輸送拠点で行う。

6 生活物資の分配

生活物資は、原則として避難所で供給する。

避難所担当職員は、避難者で組織した食料班等の協力を得て配布する。

なお、乳幼児や高齢者、病弱者等を優先し、公平な配布に留意する。

第5 物資の受け入れ、仕分け等

1 物資の保管、仕分け、在庫管理

受援班物的支接受入れ係は、物資輸送拠点を設置したときは、第2章予防 第3節応急活動体制の整備 第9 食料、生活物資の供給体制の整備 5 物資を避難所等への確に供給する仕組みの構築 のとおり、物資の荷捌き業務や、物資輸送拠点から避難所への配送について、地域に詳しい宅配事業者へ委託して行う。

※ 資料編 11-7 物品の受払簿（物資輸送拠点用）

2 物資の配布方法

物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。
特に、食料品等で常温保存がきかないものは、優先して配布する。

第6 被災者相談

1 相談窓口の設置

総務対策班は、市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、状況に応じて市庁舎、大島行政センター、コミュニティ・センター等に被災者相談窓口を設置し、関係各班の担当者を配置する。

2 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

■対応事項

- 搜索依頼の受け付け
- 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- 罹災証明書の交付
- 埋葬許可証の発行
- 各種証明書の発行
- 仮設住宅の申し込み
- 被災住宅の応急修理の相談
- 災害弔慰金等の申し込み
- 被災者生活再建支援金、生活資金等の相談
- 女性相談
- 健康相談
- その他相談事項

第12節 住宅対策

項 目
第1 応急仮設住宅の建設等
第2 応急仮設住宅の入居者選定
第3 被災住宅の応急修理

第1 応急仮設住宅の建設等

1 需要の把握

建設班は、統括部（危機管理課）と連携して、被害調査の結果から応急仮設住宅の概数を把握する。

また、被災者相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

2 用地の確保

建設班は、応急仮設住宅の建設用地として定めている、宗像中央公園、日の里第7号公園、自由ヶ丘第11号公園について被災状況を把握し、必要に応じて応急復旧を行い、建設場所を確保する。

※ 資料編 2-11 応急仮設住宅建設候補地

3 応急仮設住宅の建設

建設班は、建設業者等の協力を得て、入居希望者の世帯構成や高齢者、障がい者向けの仕様を考慮し、応急仮設住宅の建設を行う。

(1) 建設実施の決定

災害救助法適用前	○ 応急仮設住宅の建設は本部長（市長）が行い、事業の内容については災害救助法の規定に準じて行う。
災害救助法適用後	○ 災害救助法が適用されたとき、応急仮設住宅の建設は県知事が行い、県知事が政令で定めるときは、本部長（市長）が行う。

(2) 建設の実施

災害救助法が適用されたとき、次の点をふまえて仮設住宅を建設する。

建設の基準	○ 建設の基準は、災害救助法の規定による。 ○ 住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成に応じていくつかのタイプに分けて建設する。
建設の実施	○ 仮設住宅建設の工事は、建設業者に協力を要請する。
建設の期間	○ 災害発生日から20日以内を目標に着工し、すみやかに完成する。

(3) 供与期間

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

4 福祉仮設住宅の設置

災害救助法が適用されたときは、福祉仮設住宅として、高齢者等であり日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、居宅介護などの事業等に利用できる施設を設置することができる。

5 集会所の設置

災害救助法の適用時に、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

6 応急仮設住宅の管理

建設班は、応急仮設住宅の管理を行う。

なお、管理を行う際には、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を図るとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受け入れに配慮する。

7 公営住宅等の確保

建設班は、住宅を失った被災者に対し、市営住宅及び民間賃貸住宅等の空き家の確保、供給に努める。

第2 応急仮設住宅の入居者選定

1 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

なお、建設班は県と協議のうえ、入居者を選定する。

■災害救助法の適用による入居対象者

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
- 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者
※被災地における住民登録の有無は問わない

2 入居者の選定

建設班は、入居希望者の状況を把握し、入居者の選定方法（基準等）に関して選考委員会等を組織し、その選定を行う。

要配慮者は、福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。

県が建設した応急仮設住宅の場合は、その入居者選定に協力する。

第3 被災住宅の応急修理

1 応急修理の実施対象者

応急修理の実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■災害救助法の適用による応急修理の対象者

- 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- 自らの資力では、住家の修理ができない者

2 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、トイレなどの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施する。

※ 資料編 5-7 災害救助法による救助内容

3 相談窓口の情報提供

県が住宅金融支援機構九州支店と協議して設置する相談窓口では、住宅に関する相談等の対応を行うことから、統括部（危機管理課）は、被災者に相談窓口の設置情報等を広報等により提供する。

第13節 防疫・清掃活動

項 目
第1 被災地の防疫
第2 仮設トイレの設置
第3 し尿の処理
第4 生活ごみの処理
第5 住家、河川等の障害物の除去
第6 がれき（災害廃棄物）の処理
第7 環境対策
第8 動物の保護、収容

第1 被災地の防疫

1 防疫活動

市民対策班は、災害の規模に応じて、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指導又は指示により、清潔方法・消毒方法の施行やねずみ族、昆虫等駆除の防疫活動を行う。

2 防疫チームの編成

市民対策班は、防疫活動を行うために防疫チームを編成する。
不足するときは、県に応援要請を行う。

■防疫チーム編成

名 称	編成機関	1チームの構成人員
防疫チーム	市民対策班 健康福祉班	衛生技術者1名，作業員2～3名，事務1名

■災害防疫業務

- 感染症予防対策に関する広報活動の強化
- 消毒の施行
- ねずみ族、昆虫等の駆除
- 生活用水の使用制限及び供給等
- 避難所の衛生管理及び防疫指導
- 臨時予防接種の実施

3 防疫用薬剤・資機材の確保

災害初期の防疫活動では、業者からの調達や市が保有する薬剤・資機材を使用する。
不足するときは、県や薬剤師会等に協力を要請する。

4 作業の実施

防疫チームは、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域において消毒等を行う。

消毒範囲が広範囲に及ぶときなどは、状況に応じて自主防災組織や市民の協力を得て、防疫活動を実施する。

5 家畜の防疫

産業班は、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援、県の行う防疫活動への協力をを行う。

6 避難所、仮設住宅等の保健衛生

防疫チームは、避難者で組織した環境衛生班・保健班等と協力して、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、避難所、仮設住宅等において要配慮者に配慮し保健衛生活動を行う。

(1) 避難所の健康管理

防疫チームは、宗像医師会、宗像・遠賀保健福祉環境事務所等と連携し、避難所の巡回による被災者の健康状態の把握・栄養指導・メンタルヘルスケア等の健康管理を行う。

(2) 被災者に対する衛生指導

防疫チームは、被災者に対し、広報等を通じて避難所、仮設住宅等における台所、トイレ等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。

夏季等の食中毒が発生しやすい時期は、広報等で注意を呼びかけるとともに、食中毒等の予防のため、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所、仮設住宅等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。

また、宗像・遠賀保健福祉環境事務所と協力し、食品調達業者等に食中毒の防止を指導する。

第2 仮設トイレの設置

市民対策班は、大規模な災害が発生したときは、仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、リース会社等から調達するが、調達できないときは、他市町村、県に要請する。

第3 し尿の処理

市民対策班は、宗像地区事務組合と連携し、収集・処理の体制を確立し、貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、処理施設において処理する。

市のみで収集・処理が困難なときは、県に対し、県内市町村等との広域処理のための支援を求める。

※ 資料編 2-14 し尿処理施設

■留意点

- 浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- 被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。
- 仮設トイレの機種選定にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮したものであって、くみ取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。
- 仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。
- し尿処理量を算定し、適切な収集・処理を行う。

※し尿処理量の算出基準

$$\text{し尿処理量(㍑)} = \text{避難者数} \times 1 \text{人} 1 \text{日平均排出量 (1.7(㍑))}$$

第4 生活ごみの処理

市民対策班は、玄界環境組合と連携し、ごみ処理の体制を確立し、処理計画を策定する。

ごみの収集は、委託業者に協力を要請するとともに、必要に応じて市職員が行い、ごみ処理場で焼却又は埋め立てにより処理する。

市のみで収集・処理が困難なときは、県に対し、県内市町村等との広域処理のための支援を求める。

※ 資料編 2-13 ごみ処理処分施設

※ 資料編 6-9 災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定

■留意点

- 市民へごみ処理に関する広報を行い、ルールを守るよう協力を呼びかける。
- 生ごみ等腐敗しやすいごみは、早急に処理する。
- 処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場所を指定する。
- 避難所では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。

第5 住家、河川等の障害物の除去

1 住家に係る障害物の除去

建設班は、災害の規模に応じて、住家又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼす障害物を除去する。

その対象は、次のとおりである。

■住家障害物除去の対象

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 日常の生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること
- 自らの資力、あるいは原因者の資力では障害物を除去できないものであること
- 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

なお、災害救助法による障害物の除去は県が行うが、この場合も必要に応じて市が実施できるものとし、その期間は災害発生日から10日以内とする。(特別基準により延長は可能)

2 河川関係の障害物の除去

建設班は、河川、排水路等の巡視を行い、災害による障害物を除去する。

なお、市管理以外の河川などについては、当該施設管理者へ障害物の除去について連絡する。

第6 がれき（災害廃棄物）の処理

1 がれき（災害廃棄物）処理の対象

損壊家屋等のがれき（災害廃棄物）は、原則として所有者の責任において指定場所へ搬出する。

ただし、災害の規模に応じて、被災者自ら搬出することが困難なときや道路等に散在し緊急に処理する必要があるときは、建設班及び市民対策班が収集・処理を行う。

2 実施体制

市のみでがれき（災害廃棄物）の処理が困難なときは、民間業者の応援を得るとともに、県に対し、県内市町村等との広域処理のための支援を求める。

3 処理方法

がれき（災害廃棄物）の処理方法は、次のとおりである。

■がれき（災害廃棄物）処理の方法

- 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- 原則として発生場所でがれき（災害廃棄物）の分別を行う。
- 木くずは、焼却処分とする。
- コンクリート等は、選別して再生処理業者又は最終処分場に運搬し、処理する。
- 適切な分別により可能な限りリサイクルを行う。
- 施設の処理能力を越えるときは、仮置き場を設けて一時保管する。
- がれき（災害廃棄物）処理では大気汚染など環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。

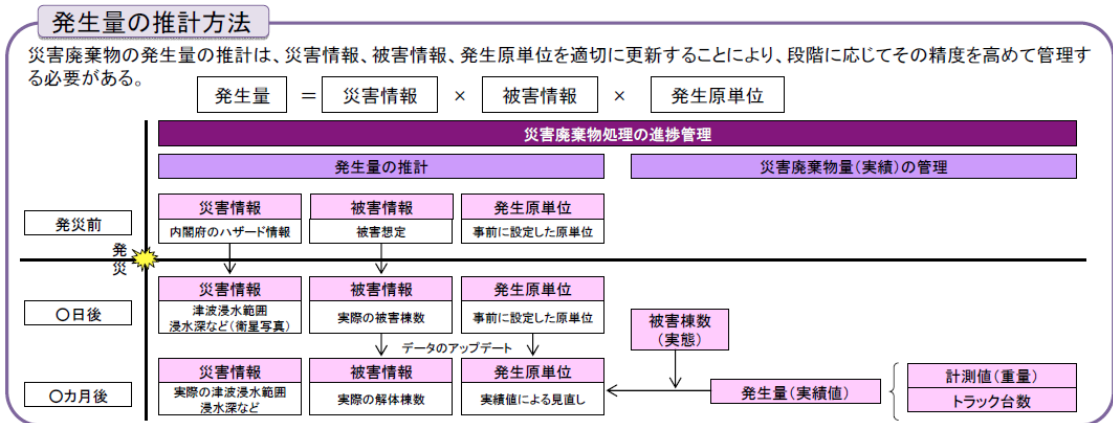
がれき（災害廃棄物）の処理量については、環境省による算定例を参考に被害家屋数より算定する。

■災害廃棄物の発生量の推計例（災害廃棄物対策指針・H26 環境省）

○ 災害廃棄物の発生源単位

- 全 壊：117 トン／棟
- 半 壊：23 トン／棟
- 床上浸水：4.60 トン／棟
- 床下浸水：0.62 トン／棟

注）推計対象地域における住宅・非住宅建物（大規模建物や公共建物を含む）及び公共施設系（インフラなど）の災害廃棄物を含んだ全体の発生量を算出する原単位という特徴を有し、単位は「トン／棟」になるが、単純に建物1棟の解体に伴う発生量を表すものではない。



第7 環境対策

工場・事業所等の事業者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、市、県、関係機関に報告するとともに、被害が広がらないよう適切に対応するものとする。

市は、有害物質の漏出等を把握した場合には、すみやかに県へ報告する。

第8 動物の保護、収容

1 死亡獣畜の処理

市民対策班、産業班は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指示に従い、死亡した獣畜を原則として化製場又は死亡獣畜取扱場で処理する。

やむを得ない場合は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所と協力し、衛生上支障のない場所に収集し、埋設又は焼却等の方法で適切に処理する。

2 放浪動物への対応

市民対策班は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所等と連携し、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を保護する。

保護・収容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。

なお、危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し、必要な措置を講ずる。

3 愛護動物への対応

市民対策班は、飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について、県と協力して避難所における適正な飼育について指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。

また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、宗像獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

■愛護動物への対応

- 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- 飼養困難な愛護動物の一時保管
- 愛護動物に関する相談の実施
- 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
(飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する)

第14節 遺体の処理・埋葬

項 目
第1 行方不明者の捜索、漂着遺体の取り扱い
第2 遺体の処理、検案
第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置
第4 遺体の埋葬

第1 行方不明者の捜索、漂着遺体の取り扱い

1 行方不明者の捜索、遺体の身元確認

市民対策班の作成する行方不明者名簿等に基づき、消防本部及び消防団等は、第七管区海上保安本部、警察、自衛隊等と協力して、行方不明者の救出及び捜索を行う。

行方不明者の救出あるいは捜索中に遺体を発見したときは、発見日時、発見場所、発見者等を記録し、可能な限りすみやかに遺体を収容し、医師による診断を行うとともに、警察（警察官）に届け出る。

発見した遺体は、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添え、身元を確認する。

2 漂着遺体の取り扱い

漂着遺体は、次のように取り扱う。

■漂着遺体の取り扱い方法

- 遺体の身元が判明しているときは、その遺族又は被災地の市町村に引き渡す。
- 遺体の身元が判明しないときは、市が行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき処理する。

第2 遺体の処理、検案

1 遺体の見分・検視

警察は、遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届け出を受けたときは、死体取扱規則に基づく遺体の見分・検視を行った後、遺族に引き渡す。

遺体の引取人がないとき、又は身元不明の遺体は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書（死体見分調書）を添えて市長に引き渡す。

2 遺体の処理

市民対策班は、市に引き渡された遺体の処理を行う。

■ 遺体の処理

- 検案（遺体の死因その他医学的検査）
- 遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の処置
- 火葬の措置を行うまでの遺体の一時保存

第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置

1 納棺用品等の確保

市民対策班は、葬儀業者に対し、納棺用品、ドライアイス等の供給及び遺体の納棺を要請する。

2 身元の確認

総務対策班は、行方不明者名簿の確認とともに、警察と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

遺族等の引取人があるときは、遺体を引き渡す。

身元が判明した遺体については、総務対策班に報告する。

3 遺体の収容、安置

市民対策班は、処理を終えた遺体について、身元識別のため相当時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合においては、遺体安置所へ搬送し、一時安置する。

■ 遺体安置所の場所

- 被災地に近い寺院等に設置する。
- 適当な施設が確保できないときは、市の所有する施設へ設置する。

第4 遺体の埋葬

1 埋火葬許可書

市民対策班は、被災者相談窓口等で遺体の埋火葬許可書を発行する。

※ 資料編 2-12 近隣火葬場

2 埋葬の実施

市民対策班は、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難なとき、又は遺族がいないときは、次のように遺体の埋葬を行う。

■埋葬方法

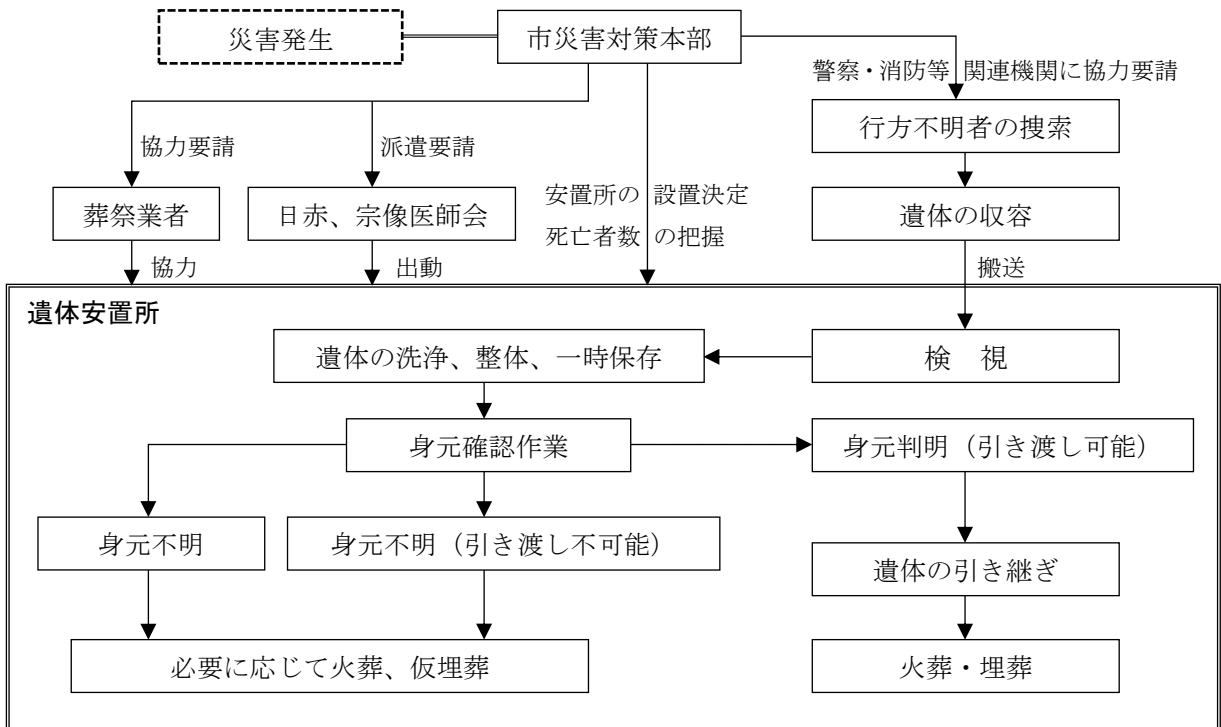
- 遺体は火葬場で火葬するが、多数で火葬できないときは、近隣の斎場等に協力を要請する。
- 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、埋葬台帳を作成する。
- 引取人のない遺骨は、当分の間遺留品とともに保管し、後に本部長が指定する墓地に仮埋葬する。
- 外国人等の埋葬者の際は、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

なお、災害救助法による遺体の埋葬等は、以下のとおり。

■災害救助法に基づく遺体の埋葬等

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の混乱の際に死亡した者 ○ 災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難なとき
埋葬の方法	○ 棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等について現物給付をもって実施する。
期 間	○ 災害発生の日から 10 日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)

《 行方不明者の捜索、遺体の収容等の基本的な流れ 》



第15節 文教対策

項 目
第1 事前の措置
第2 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認
第3 応急教育
第4 保育所児童の安全確保、安否確認
第5 応急保育
第6 文化財の保護

第1 事前の措置

1 災害発生前の事前措置

園長、学校長は、気象情報等により災害の発生が予測されるときは、市教育委員会と連携して、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとる。

市教育委員会は、臨時休校や一斉下校等を決定したときは、県教育委員会に報告する。

なお、園長、学校長は、あらかじめPTA等と協議し、緊急時の保護者との連絡方法や登下校時の安全経路、園児、児童、生徒の保護措置等について定めておく。

2 指定避難所としての事前対策

指定避難所の指定を受けている学校においては、学校長は職員の緊急連絡体制を整え、市民対策班及び教育子ども班との連絡調整を行うとともに、避難所指定施設の安全点検を行う。

第2 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認

1 安全の確保

園長、学校長は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、園児、児童、生徒の安全を確保する。

また、災害により、幼稚園、学校に危険があるときは、消防団等と連携のうえ、園児、児童、生徒を安全な場所に避難誘導する。

※ 資料編 5-7 災害救助法による救助内容

2 下校時の危険防止

園長、学校長は、下校途中における危険を防止するため、園児、児童、生徒に必要な注意をす

る。
気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

3 保護者への引渡し、保護

園長、学校長は、園児、児童、生徒を帰宅、下校させることが危険なときは、幼稚園、学校で

保護者に引き渡す。

保護者の迎えがないときは、幼稚園、学校で保護する。

4 安否の確認

教育子ども班は、災害が発生したときは、園長、学校長を通じて園児、児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。

また、園児、児童、生徒が市外へ疎開したときは、保護者からの届け出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。

これにより疎開先に対する照会や園児、児童、生徒への連絡を行う。

5 教職員が被災した場合の措置

災害により教職員に被害が発生した場合、市教育委員会はすみやかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。

第3 応急教育

1 施設、職員等の確保

(1) 場所の確保

園長、学校長は、施設の被害を調査し、教育子ども班と連携し、応急教育の場所を確保する。

■ 応急教育の予定場所

災害の程度	応急教育の予定場所等
施設の一部が被害を受けたとき	<input type="radio"/> 被害を免れた施設（特別教室、体育館等） <input type="radio"/> 二部授業の実施
施設の全部が被害を受けたとき	<input type="radio"/> 公民館等の公共施設や近隣の幼稚園、学校
特定の地域について、大きな被害を受けたとき	<input type="radio"/> 被災地外の最寄りの幼稚園、学校、公共施設 <input type="radio"/> 応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の準備

園長、学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど授業再開に努め、すみやかに園児、児童、生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

教育子ども班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、県教育委員会等と連携し、教職員の応援等必要な措置を講ずる。

2 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね次のとおりとする。

また、必要に応じて、スクールカウンセラー等を学校に派遣し、被災した児童生徒等へのメンタルケアを行う。

■ 応急教育の内容

学習に関する教育内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○ 衣類、寝具の衛生指導 ○ 住居、便所等の衛生指導 ○ 入浴等身体の衛生指導
生活指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○ 児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて、事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ○ スクールカウンセラー等の専門家と連携し、園児、児童、生徒の心のケア対策を行う。

3 学用品の調達及び給与

教育子ども班は、災害救助法の適用により、以下のとおり学用品等の給与を行う。

■ 学用品の調達・給与

給与の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又はき損し、就学上支障ある児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内である。
調達の仕方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育子ども班は、本部長の指示により指定業者から調達する。
費用の限度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付を行う。

4 学校給食の措置

教育子ども班は、給食施設・設備、物資等に被害があったときは、給食実施の可否について決定する。

■ 学校給食の留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害があってもできる限り継続実施するように努める。 ○ 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、すみやかに実施できるように努める。 ○ 指定避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者への炊き出しとの調整に留意する。 ○ 感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生管理については特に留意する。

第4 保育所児童の安全確保、安否確認

1 安全の確保

保育所長は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、保育所児童の安全を確保する。

また、災害により保育所に危険があるときは、消防団等と連携のうえ、保育所児童を安全な場所に避難誘導する。

2 保育所児童の保護

保育所長は、保護者の迎えがないときは、保育所児童を保育所にて保護する。

3 安否の確認

教育子ども班は、災害が発生したときは、保育所長を通じて保育所児童・職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第5 応急保育

教育子ども班は、保育所長を通じて保育施設の被害状況を把握し、復旧に努める。

既存施設で保育ができないときは、臨時的な場所を確保する。

災害により緊急に保育が必要なときは、保育措置の手続きを省き、一時的保育に努める。

第6 文化財の保護

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を市民対策班に通報する。

市が所有・管理する文化財については、市民対策班がその被害状況を調査し、市域の文化財の被害状況をまとめて県教育委員会に報告する。

第16節 公共施設等の応急対策

項 目
第1 上水道施設
第2 下水道施設
第3 電気施設
第4 ガス施設
第5 通信施設
第6 道路施設
第7 河川
第8 ため池
第9 漁港・港湾・海岸
第10 鉄道施設
第11 その他の公共施設

第1 上水道施設

宗像地区事務組合は、建設班と協力して、所管する水道施設等が被災し、機能停止したときは、すみやかに応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を行う。

なお、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

1 応急対策

水源地、配水設備、配水管等の被害状況を調査し、次のような応急対策を行う。

■応急対策

- 浄水施設は、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように原水処理薬品類の備蓄を行う。
- 漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。
- 配水管の破損に対し、区間断水を行う。
- 配水管などの被害のない地区に対し、必要最小限に給水を制限する。
- 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2 復旧対策

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報する。

必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道事業者等の協力を得て、復旧対策を行う。

■復旧対策

- 施設復旧は、配水施設、給水装置の順で行う。
- 管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先する。
- 配水管路は、水源地から給水拠点までの配水管、病院、学校等を優先する。
- 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものを優先する。

第2 下水道施設

建設班は、下水道施設等が被災し機能停止したときは、すみやかに応急復旧対策を行う。
なお、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

※ 資料編 2-15 下水処理施設

1 応急対策

汚水管渠、污水处理施設の被害状況を調査し、応急対策を行う。

■応急対策

- 管渠は、汚水、雨水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を立てる。
- ポンプ場、処理場等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 污水处理施設が破損し、漏水が生じたときは、土のう等による漏水の阻止を図り、破損箇所に応急修理を行う。
- 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

2 復旧対策

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況及び排水禁止区域等を広報する。
必要に応じ、民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力を得て、復旧対策を行う。

第3 電気施設

九州電力送配電株式会社は、災害により電気の供給が停止し、又は停止するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき、応急復旧対策を行う。

なお、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

1 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

2 復旧対策

市民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報するとともに、復旧計画を策定し、復旧にあたる。

■復旧計画

- 復旧応援班の必要の有無及び復旧作業班の配置状況
- 復旧資機材の調達
- 復旧内容（水力・火力発電所、送電設備、変電設備、配電設備、通信設備）
- 復旧作業の日程及び完了見込
- 宿泊施設、食料、衛生対策の手配等

第4 ガス施設

西部ガス株式会社は、災害が発生した場合「災害に関する規程」に基づき、応急対策を行う。なお、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

1 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、緊急対策活動にあたる。

■緊急対策

- 情報の収集伝達
- テレビ、ラジオ放送局に対して緊急放送依頼
- ガスの漏えい等による二次災害の防止措置の実施

2 復旧対策

復旧計画を策定し、病院、学校、公共施設、ゴミ焼却場等の社会的緊急度が高い施設から優先的な復旧にあたる。

■復旧対策

- 復旧計画の策定
- 復旧要員の確保
- 代替熱源等の提供
- 災害広報
- 救援要請

第5 通信施設

西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、NTTドコモ

株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

なお、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

1 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

■ 応急対策

- 設備、資機材の発動準備及び点検
- 通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保
- 非常用可搬型交換装置の設置
- 特設用公衆電話の設置（避難所への設置を含む）、携帯電話の貸し出し
- 応急回線の作成
- 通信の利用制限
- 非常通話、緊急通話の優先
- 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」、災害用伝言板の提供

2 復旧対策

復旧計画を策定し、次にあげる優先回線の復旧にあたる。

■ 優先回線

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するのに必要と認められる回線

第6 道路施設

道路管理者は、災害が発生したときは、各所管の道路、橋りょうについて被害状況を調査し、応急復旧対策を行う。

市が管理する道路は、建設班が次の通り応急復旧対策を行う。

なお、道路啓開等に当たっては、啓開道路の確保を最優先とし、その次に緊急輸送道路の確保に取り組むものとする。

1 応急対策

災害が発生したときは、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

通行が危険な路線・区間は、警察に通報し、交通規制等の措置を要請する。

また、市道以外の道路が被災し通行に支障をきたすときは、道路管理者に通報・通知し、応急

復旧の実施を要請する。

2 復旧対策

市道が被災したときは、建設班が建設事業者団体等の協力により応急復旧を行うが、短期間で道路復旧が困難なときは、関係機関と協議し、仮設道路を設置する。

また、市単独で困難なときは、県、自衛隊等に対し応援を要請する。

第7 河川

河川管理者は、河川施設の緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握し、その情報を市長に報告するとともに、河川を閉塞しているがれき（災害廃棄物）の撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

市管理外の河川が被災し支障をきたすときは、河川管理者に通知し、応急修理の実施を要請する。

第8 ため池

ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、危険箇所については貯水位の低減や堤体の補強等を行うとともに、危険箇所の地域住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

また、ため池施設の被害の発生は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあるため、すみやかに応急対策を行う。

■ため池施設の応急対応

- 被害が生じた場合は、すみやかに県、関係機関へ通報する。
- 人命を守るため、ため池下流の地域住民を安全な場所へ避難させる。
- 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第9 漁港・港湾・海岸

施設の管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要に応じて応急復旧工事等を実施する。

また、決壊した箇所等について、仮締切、決壊防止工事を行う。

第10 鉄道施設

鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社）は、災害が発生又は発生のおそれがあり、列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合、防災実施計画に基づき、応急復旧対策を行う。

■鉄道施設の応急措置

- 災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。
- 鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。
- 線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

1 駅舎及び駅構内等

駅区長は、災害の状況及び駅区周辺の被害状況を正確かつ迅速に把握し、所属社員を指導して放送案内、避難誘導、出火防止、初期消火及び防御体制の確立、営業の中止、情報の収集、救護等随時的確な措置をとる。

2 客車運行中

旅客走行中に災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、付近住民への救急手配の依頼を行うとともに、避難誘導、災害情報の伝達等の措置をとる。

3 貨車運行

危険品積タンク車に事故が発生し、貨物の漏えいその他により火災、爆発、中毒、又はそのおそれのあるときは、関係業務機関及び協力化学企業等に連絡するとともに、消防機関及び警察にすみやかに事故の状況を通報し、必要によりその出動を要請する。

また、引火性液体等が流出したときは、出火防止の処置をとり、タンク貨車を安全な場所に隔離する。

なお、可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して周辺及び風下等に危険性のおそれのあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び住民の避難措置をとり、緊急措置要員のほかは、すべて事故現場の立ち入りを禁止する。

第11 その他の公共施設

市役所、宗像ユリックス、公民館、コミュニティ・センター等の公共施設、社会福祉施設等の管理者は、災害が発生したときは、被害状況を調査し、利用者等の安全確保と施設機能の保全、回復のため、応急対策を行う。

■利用者等の安全確保

- 施設利用者、入所者の避難誘導、人命救助を最優先とする。
- 館内放送、職員の案内等により、混乱を防止する。
- 応急措置の状況を災害対策本部へ報告する。

■施設機能の保全、回復

- 施設の被害調査をすみやかに行う。
- 危険箇所に対し、立ち入り禁止等の危険防止措置を行う。
- 機能確保のため必要限度内の復旧措置を行う。
- 電気、電話、ガス、水道等の補修が困難なときは、関係機関に応援を要請する。

第17節 災害警備

項 目
第1 防犯活動への協力

第1 防犯活動への協力

風水害など自然災害への対応のほか、災害に乗じた犯罪への対応として、警察、消防組織等と連携し、安全で安心して暮らせる住まいとまちをつくる観点から、防犯や交通安全、放火防止に取り組む。

1 巡回パトロール

自主防災組織、消防団は、警察と連携し、放火・窃盗・性犯罪その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

2 防犯活動への協力要請等

統括部（危機管理課）は、防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。

関係各班は、その所管する施設や業務に基づき必要な警備・防犯活動に協力する。

第18節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。

内閣総理大臣により、宗像市の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置を可及的すみやかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置のあらまし

1. 避難所及び応急仮設住宅における特例（第86条の2）

政令で定める区域及び期間において、消防法第17条の規定（消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外）は、適用しない。

ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。

2. 臨時の医療施設に関する特例（第86条の3）

政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。

3. 埋葬及び火葬の特例（第86条の4）

厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条（市町村長による許可）及び第14条（許可証受理後の埋葬、火葬又は収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。

4. 廃棄物処理の特例（第86条の5）

環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。